

# 大学等を通じたキャリア形成支援による 幼児教育の「職」の魅力向上・発信事業

令和6年度予算額（案）  
（前年度予算額）

1.3億円  
1.2億円

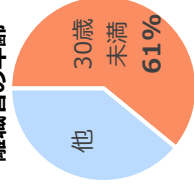


文部科学省

## 背景・課題

- **幼児期及び幼保小接続期の教育の質的向上の根幹を成す幼稚園教諭等の人材**については、養成校生の多くが他業種へ就職する、平均勤続年数が少ない、離職者の再就職が少ないなど、**人材の需要の高止まりに供給が追いついていない**。
- より多くの人材が幼児教育の道を志し、継続的に働き続けられる職場環境の中で体系的に資質能力を向上させていけるよう、また、幼稚園教諭免許保有者が円滑に復職できるよう、**総合的なキャリア形成支援の取組を実施する必要がある**。

R1年度 幼稚園教諭  
離職者の年齢



有効求人倍率の推移（年平均）

	H29	R4
全職種	1.35	1.34
幼稚園教諭	1.66	2.22
保育士	2.47	2.42

※就職人数/免許取得件数

## 事業内容

### ① 「職」の魅力向上のための園務改善実証事業

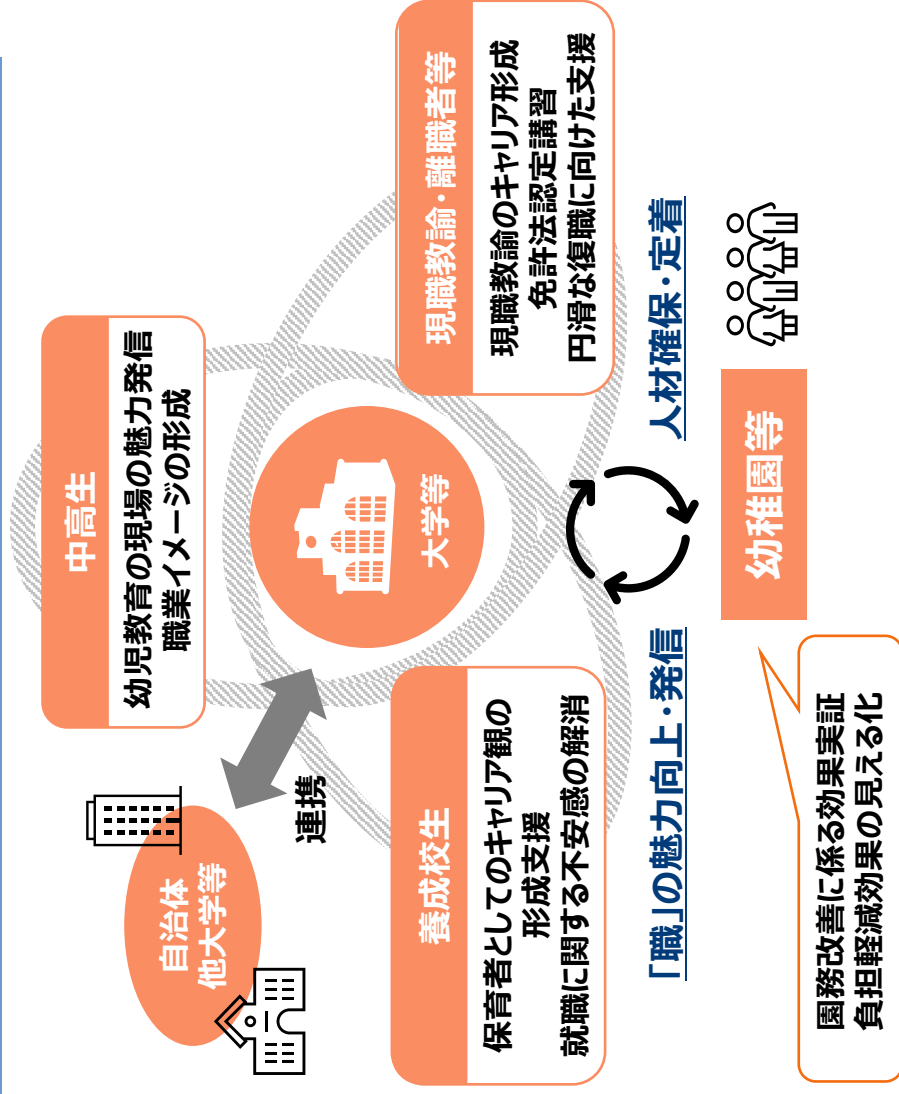
教育活動に集中できる職場環境整備に向けて、民間事業者等の専門的な知見を得つつ、**幼稚園教諭等が日々行う業務を効率化する実証事業を実施し、負担軽減効果の見える化を図る**。

### ② 大学等を拠点とする「職」の魅力発信モデル事業

地域の幼児教育を担う人材を輩出する大学等が拠点となり、自治体や他大学等とも連携しつつ、**養成校入学前からの幼児教育の現場の魅力発信、学生のキャリア観の形成支援、現場教諭の職場定着や離職者が円滑に現場に復帰するための支援等**を行う。

## 「職」の魅力発信・向上と人材確保の好循環を実現

事業規模	2,000万円	1団体	1団体（1団体が園務改善の調査研究及び1,000万円 8団体（8大学の事業を総括することを想定） 200万円	16団体（免許法認定講習の開設等）
委託先	法人団体、大学等（自治体等含む）			



# OECD ECEC Network事業への参加

令和6年度予算額（案）  
（前年度予算額）

0.2億円  
0.1億円



文部科学省

## 背景・課題

- 質の高い幼児期の教育の提供を基本理念とする「子ども・子育て支援新制度」の開始、幼児教育・保育の無償化の実施に加えて、令和2年9月のG20教育大臣会合において質の高い幼児教育へのアクセスの重要性が宣言されるなど、国内外で幼児教育の質に対する関心が高まっているところ。
- このため、OECDが実施する国際幼児教育・保育従事者調査等に参加し、質の高い幼児教育を提供するための基礎データの整備に貢献するとともに、これらの事業への参加により、国際比較可能な幼児教育・保育施設の活動実態に関するデータや、各国の好事例など、質の高い幼児教育の提供に向けた施策展開のための重要な基礎情報を得ることとする。

## 事業内容

次年度実施の下記の事業に参画し、幼児教育の質向上のための施策立案に活かす。

「OECD国際幼児教育・保育従事者調査」  
(Starting Strong Teaching and Learning International Survey (TALIS Starting Strong))

勤務環境や研修などの保育者の資質・能力の向上に関する状況等に関する第2期サイクルが2021年から開始。第1期調査(2018年)では、日本の保育者の研修等による専門性向上への意識の高さなどが明らかになった一方、保育者の処遇や社会的評価、保育者の不足等についての課題もあり、調査結果を参考に施策立案に活用。

「質の高い包括的な幼児教育・保育を目的とした政策への研究の転換」  
(Translating Research into Policies for Quality and Inclusive Early childhood education and care)

「幼児教育・保育を通じたより平等な機会と包括性の確保」に向けて、子供の発達、学習、福祉に関する最新の研究を基に、幼児教育・保育に関する政策の改善、新しい政策の導入条件等を調査。2023年から2024年にかけて調査・公表予定。

## 過去の参加実績

- 「OECD国際幼児教育・保育従事者調査」(2018年)  
勤務環境や研修などの保育者の資質・能力の向上に関する状況等を調査。
- ※ 拠出金については、文部科学省、こども家庭庁で按分して負担。
- ※ 国内における調査実施の事務的経費は国立教育政策研究所で負担。

○ 「デジタル世界における幼児教育・保育」(2021～2023年)

デジタルテクノロジーの普及によってもたらされる社会的・経済的変化に対応して、幼児教育・保育が子供たちの学びや発達等を効果的に支援していくための方策等を調査。

担当：初等中等教育局幼児教育課

# 幼児教育推進体制を活用した 地域の幼児教育の質向上強化事業

令和6年度予算額（案）

3.5億円

（前年度予算額）

3.0億円



文部科学省

## 背景・課題

- 複数の施設類型が存在し、私立が多い幼児教育の現場において、公私・施設類型問わず幼児教育の質の向上等の取組を一体的に推進するためには、教育内容面での質向上を担う地方公共団体の体制の充実が必要。
- また、幼児教育施設の教職員が幼児教育の質向上にしっかりと向き合えるよう、地域の幼児教育に関する課題に対して的確に対応した保健・福祉等の専門職をはじめとした人的体制の充実を図ることが必要。

## 事業内容

地域全体の幼児教育の質の向上を図るため、**幼児教育センターの設置やアドバイザーの配置、外部専門職や自治体の保健、福祉部局との連携等**により、地域の課題に的確に対応する自治体における**幼児教育推進体制の充実・活用への支援を強化。**

- 体制の充実
  - 幼児教育アドバイザー（幼保小接続アドバイザー含む）の配置、質向上のための取組、新規アドバイザーの育成
  - 外部専門職や自治体の保健、福祉部局との効果的な連携
- 体制の活用等
  - 研修支援・巡回訪問の充実（保健、福祉等の専門職を含む）
  - 幼保小接続の推進、接続カリキュラムの作成・活用
  - 人材育成方針の更新・活用 等
- 域内全体への波及
  - 都道府県・市町村の連携を含めた関係者間の情報共有
  - 域内全体における幼児教育の質向上を図るための仕組み作り

## 新規体制整備促進策

- ① 幼児教育センターの設置
- ② 担当部局一元化（PT等での対応可）
- ③ 小学校指導担当課との連携体制確保

## 補助要件

- 【補助】・幼児教育アドバイザー配置に必要な経費（人件費等）
- ・専門職との連携に必要な経費（謝金等）
  - ・研修・巡回訪問等に必要な経費（謝金、旅費等）

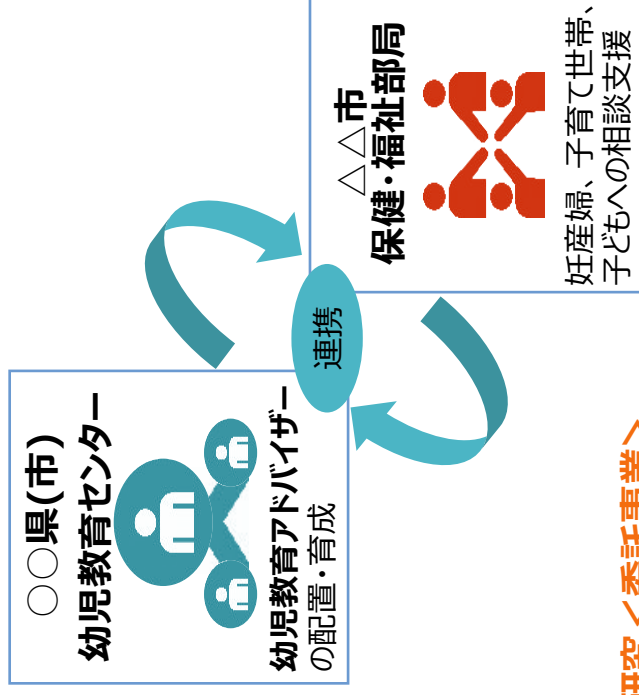
## 補助対象

単価・個所数  
・補助率

都道府県、市町村  
（補助） 7～9百万円程度（1/2）× 87団体  
（委託） 130万円程度× 4団体

## 対象経費

- 【委託】・検討会議運営経費（会議費等）
- ・先進地視察に係る経費（旅費）
  - ・幼児教育アドバイザー試行配置経費（謝金等）



## ・幼児教育推進体制未実施地域の整備促進策に関する実証研究＜委託事業＞

# 教育支援体制整備事業費交付金

令和6年度予算額（案）  
（前年度予算額）

9億円  
10億円



## 現状・課題・事業内容

令和5年度補正予算額 16億円 ※

子育て支援の更なる充実を図るため、認定こども園の設置を支援するとともに、幼稚園における預かり保育の推進など幼児を健やかに育むために必要な環境整備を推進する。併せて、幼児教育の質の向上を支える環境整備のために必要な経費の一部を支援する。

### 1 幼児教育の質の向上のための緊急環境整備 ※

子供の学びに必要な不可欠な遊具、運動用具、保健衛生用品等の整備を支援



### 3 認定こども園等の業務体制への支援

- (1) 認定こども園等に移行する準備に必要な経費を支援
- (2) 認定こども園等の園務の平準化に必要な経費を支援



### 2 幼児教育の質の向上のための研修支援

教育の質の向上を図るため、教職員を対象とした研修を支援



### 4 ICT環境整備の支援 ※

幼児教育の質の向上に向け、教育に係る資料の電子化に必要なICT環境の整備に係る費用を支援



- 1 幼稚園、幼稚園型認定こども園、  
幼保連携型認定こども園
- 2 幼稚園、認定こども園、保育所
- 3 幼稚園、幼稚園型認定こども園
- 4 幼稚園、幼稚園型認定こども園、  
幼保連携型認定こども園

対象  
校種

- 1 物品等の購入費
- 2 研修参加費
- 3 事務職員雇用費
- 4 端末・システム導入費

主な  
対象  
経費

実施  
主体

都道府県

補助  
割合

国 1 / 2 等

※幼児教育の質の向上のため緊急環境整備の一部及びICT環境整備支援については令和5年度補正予算で措置

担当：初等中等教育局幼児教育課



# 私立幼稚園施設整備費補助金

令和6年度予算額（案）  
（前年度予算額）

5億円  
5億円）



## 現状・課題・事業内容

令和5年度補正予算額 23億円 ※

緊急の課題となっている**国土強靱化**の取組を推進する園舎や外壁等の非構造部材の**耐震対策**、子どもの命を守る**防犯対策**、**バリアフリー化**等の施設整備に要する経費に対する補助を実施する。また、**子育て支援**の更なる充実を図るため**預かり保育**などに幼稚園として取り組むために必要な環境整備を促進する。

- |    |           |   |   |
|----|-----------|---|---|
| 1  | 耐震補強※     | … | 耐震補強、非構造部材の耐震対策、耐震診断、防災機能強化                                       |
| 2a | 防犯対策      | … | 門・フェンス・防犯監視システム等の設置   |
| 2b | 特別防犯対策※   | … | 防犯カメラ・オートロックシステム・非常通報装置等を含めた防犯対策整備<br>(R5-R7：補助率の向上げ1/3→1/2による促進) |
| 3  | 新築・増築・改築※ | … | 新築、増築、耐震改築、その他危険建物の改築   |
| 4  | アスベスト等対策  | … | 吹き付けアスベストの除去等   |
| 5  | 屋外教育環境整備  | … | アスレチック遊具、屋外ステージ、防音壁等の整備   |
| 6  | エコ改修※     | … | 太陽光発電、省エネ型設備等の設置・改修   |
| 7  | 内部改修※     | … | 預かり保育等のための園舎の改修（間仕切り設置、空調整備等）                                     |
| 8  | バリアフリー化   | … | スロープの設置、トイレのバリアフリー化等の整備   |



対象校種	私立の幼稚園	補助割合	国1/3、事業者2/3 ※地震による倒壊等の危険性が高い施設の耐震補強特別防犯対策 国1/2、事業者1/2
実施主体	事業者（学校設置者）	対象経費	工事費、実施設計費、耐震診断費等

※ 耐震補強、改築、内部改修の一部及び特別防犯対策、エコ改修については令和5年度補正予算で措置

担当：初等中等教育局幼児教育課

## 6. 現代的健康課題に対応するための健康教育の推進

令和6年度予算額（案）	634百万円
（前年度予算額）	660百万円）
〔令和5年度補正予算額〕	183百万円〕

### 1. 要 旨

複雑化・多様化する児童生徒等の現代的健康課題に対応するため、子供の心身の健康の保持増進等を担う養護教諭等の業務支援の充実や、学校健康診断情報の本人・保護者への提供の電子化（PHR）の推進、外部講師を活用した教育活動の支援、学校給食における地場産物・有機農産物の使用促進、栄養教諭による食の指導に関する指導支援等の取組を通じて健康教育を一層推進する。

### 2. 内 容

#### （1）学校保健の推進

500百万円（571百万円）  
〔183百万円〕

##### ① 学校保健推進体制支援事業

104百万円（44百万円）

複雑化・多様化する現代的健康課題を抱える児童生徒等に対し、よりきめ細かな支援を実施するため、養護教諭・栄養教諭を支援する体制を強化することが課題となっていることを踏まえ、都道府県・指定都市が実施する、経験豊富な退職養護教諭・栄養教諭を学校に派遣し、繁忙期や研修時等の体制強化を図る事業に対し、その経費の一部を補助する。

- ・対象校種：公立の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等
- ・補助率：1／3

##### ② 学校健康診断情報のPHRへの活用推進事業

261百万円（320百万円）

政府全体のPHR（Personal Health Record）推進の方針を踏まえ、令和5年度までに実施した実証研究や導入マニュアル等を活用しつつ、学校健診のPHR実現に向け、学校健診情報を本人へ電子的に提供できる推進体制の構築のため、ヘルプデスク設置やアドバイザー派遣等の伴走型支援等を行う。

##### ③ 外部講師を活用したがん教育等現代的な健康課題理解増進事業

44百万円（32百万円）

地域におけるがん教育の取組の成果について、全国への普及を図るとともに、併せて、がんや生活習慣病、心の健康等に関する学習を通じて、自身の生活行動を改善する力を育み、また、がんや難病、てんかん、精神疾患、摂食障害など、様々な病気を抱える人々への共感的な理解を深め、さらには、そうした人々と共に生きる社会づくりに向けて、献血への理解など社会に貢献する意欲や態度を養うため、地域の実情に応じた外部講師を活用した教育活動を支援する。

#### ④ 換気対策支援事業

[183 百万円]

学校において適切な換気の確保を行うことは、感染症の予防等、児童生徒の健康に資するものであり、各学校が実施する効果的な換気対策に係る取組等を支援する。

- ・対象校種：国公立の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等
- ・補助率：公立・私立 1 / 2、国立 10 / 10

#### ④ 日本学校保健会補助

76 百万円 (68 百万円)

学校保健のセンター的機関である日本学校保健会において、近視、アレルギー、感染症などの学校保健の重要問題に関する普及指導・調査研究・健康増進事業を実施。

等

### (2) 学校給食・食育の充実

133 百万円 (89 百万円)

#### ◆学校給食の改善充実に向けた支援事業

##### ① 学校給食地場産物・有機農産物使用促進事業

38 百万円 (45 百万円)

第4次食育推進基本計画の目標ともなっている、学校給食における地場産物の活用を一層促進する観点から、地場産物の活用に当たっての課題解決に向けた支援に加え、令和6年度においては、みどりの食料システムの確立に向け、学校給食への有機農産物の活用やそれを通じた環境負荷低減に係る理解を促す食育の実施が求められていることに鑑み、調理に必要な備品の購入、生産者が担う一次加工にかかる経費など有機農産物を活用する際の課題解決に向けた支援を拡充。

- ・対象校種：公立義務教育諸学校
- ・補助率：1 / 3

##### ② 学校給食に関する衛生管理の調査・指導等

17 百万円 (17 百万円)

各都道府県教育委員会の学校給食の衛生管理に関する指導者に対して文部科学省が衛生管理に係る研修を実施するとともに、当該指導者を各都道府県が学校給食施設に派遣し、衛生管理の改善指導を実施する。

### ③ 学校給食の改善充実に関する調査研究

48 百万円（新規）

学校給食のより一層の充実を図るため、①食品ロス削減に資する効率的で安定的な食材の調達方法・契約の在り方や、②各地域における学校給食の運営の在り方等について、調査研究を行う。

## ◆食の指導改善充実事業

### ① 食に関する健康課題対策支援事業

25 百万円（27 百万円）

栄養教諭の食に関する個別指導力を一層向上させるため、個別指導の重要性や手法等についての研修会を実施するほか、個別指導の経験豊富な専門家等を学校に派遣し、必要とされる資質・能力を身につけられるよう、栄養教諭に対して指導・助言を行う。

### ② 食の指導改善充実に向けた検討

6 百万円（新規）

食品ロス、食品の安全性、環境問題など、食に関する現代的な課題を踏まえた食に関する指導が行えるよう、児童生徒用教材の改訂を行うとともに、検討委員会を設置し、食に関する指導の評価の在り方について検討を行う。



# 現代的健康課題に対応するための健康教育の推進

令和6年度予算額（案）  
（前年度予算額）

6億円  
7億円

文部科学省

令和5年度補正予算額  
2億円

**概要**  
複雑化・多様化する児童生徒等の現代的健康課題に対応するため、外部講師を活用した理解増進や、子供の心身の健康の保持増進を担う養護教諭等の業務支援の充実、学校健康診断情報の本人への提供の電子化（PHR）の推進、学校給食における地場産物・有機農産物の使用促進、栄養教育による食に関する指導支援等の取組を通じて健康教育を一層推進する。

## 1. 学校保健の推進 500百万円（571百万円）【令和5年度補正予算額：183百万円】

- ① 学校保健推進体制支援事業** 104百万円（44百万円）
  - 地方公共団体が、学校に経験豊富な退職養護教諭・栄養教諭等を派遣し、児童生徒等に対するきめ細かな支援の充実を図る事業（繁忙期や研修時等の体制強化のための派遣）に必要な経費を補助する  
対象校種：公立の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等 補助率：1/3
- ② 学校健康診断情報のPHRへの活用推進事業** 261百万円（320百万円）
  - 政府全体のPHR（Personal Health Record）推進の方針を踏まえ、学校健診のPHR実現に向け、学校健診情報を本人へ電子的に提供できる推進体制の構築のため、ヘルプデスク設置やアドバイザー派遣等の伴走型支援等を行う  
【委託先：1団体（民間団体等）】
- ③ 外部講師を活用したがん教育等現代的な健康課題理解増進事業** 44百万円（32百万円）
  - 地域におけるがん教育の取組の成果について、全国への普及を図る。併せて、がんや生活習慣病、心の健康等に関する学習を通じて、自身の生活行動を改善する力を育み、また、がんや難病、てんかん、精神疾患、摂食障害など、様々な病気を抱える人々への共感的な理解を深め、さらには、そうした人々と共に生きる社会づくりに向けて、献血への理解など社会に貢献する意欲や態度を養うため、地域の実情に応じた外部講師を活用した教育活動を支援する 【委託先：1団体（民間団体等）】
- ④ 換気対策支援事業** 【令和5年度補正予算額：183百万円】
  - 学校において適切な換気の確保を行うことは、感染症の予防等、児童生徒の健康に資するものであり、各学校が実施する効果的な換気対策に係る取組等を支援する  
対象校種：国公立の小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、特別支援学校等  
補助率：公立・私立：1/2 国立：10/10
- ⑤ 日本学校保健会補助** 76百万円（68百万円）
  - 学校保健のセンター的機関である日本学校保健会において、近視、アレルギー、感染症など学校保健の重要問題に関する普及指導・調査研究・健康増進事業を実施

## 2. 学校給食・食育の充実 133百万円（89百万円）

- ① 学校給食の改善充実に向けた支援事業** 38百万円（45百万円）
  - 学校給食における地場産物・有機農産物の使用に当たっての課題解決支援として、関係者による協議会の設置、調理に必要な備品の購入、生産者等との連携等の必要な経費を補助する  
対象校種：公立義務教育諸学校 補助率：1/3
- ② 学校給食に関する衛生管理の調査・指導等** 170百万円（170百万円）
  - 各都道府県教育委員会の学校給食の衛生管理に関する指導者に対して研修を実施するとともに、当該指導者を学校給食施設に派遣して衛生管理の改善指導を実施する
- ③ 学校給食の改善充実に関する調査研究** 48百万円（新規）
  - 学校給食のより一層の充実を図るため、①食品ロス削減に資する効果的で安定的な食材の調達方法・契約の在り方や、②各地域における学校給食の運営の在り方等について、調査研究を行う 【委託先：2団体（民間団体等）】
- ④ 食の指導改善充実事業** 250百万円（270百万円）
  - 食に関する健康課題対策支援事業
    - 児童生徒の食物アレルギーや、肥満・痩身等の食に関する健康上の諸課題が多様化する中、個々の課題へのきめ細かな対応が求められることから、栄養教諭による個別指導の充実をより一層図るため、研修会を実施するほか、指導者を学校に派遣し、栄養教諭に対し指導・助言を行う 【委託先：1団体（民間団体等）】
- ⑤ 食の指導改善充実に向けた検討** 60百万円（新規）
  - 学校における食育のより一層の充実を図るため、食の指導で使用する児童生徒用教材の更新を行うとともに、食の指導の評価の在り方について検討を行う

※公立学校の給施設整備については、学校施設環境改善交付金（令和5年度補正予算額1,558億円、令和6年度予算額（案）683億円）の内数で別途計上

（担当：初等中等教育局健康教育・食育課）

## 7. 誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校、いじめ対策等の推進

令和6年度予算額（案）	8,851百万円
（前年度予算額）	8,619百万円
[令和5年度補正予算額]	5,131百万円
[参考：復興特別会計]	1,503百万円

### 1. 要 旨

不登校児童生徒数が小・中学校で約30万人、そのうち学校内外の専門機関等で相談・指導等を受けていない小・中学生が約11万4千人と、いずれも過去最多となり、また、いじめ重大事態の発生件数も923件と過去最多となる中、「誰一人取り残されない学びの保障」に向けた取組の緊急強化が必要となっている。

そのため、「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」（令和5年3月）や「不登校・いじめ緊急対策パッケージ」（令和5年10月）等に基づき、こども家庭庁等の関係機関とも連携を図りながら、誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校・いじめ対策等を推進する。

### 2. 内 容

- ◆ いじめ対策・不登校支援等総合推進事業 8,766百万円（8,544百万円）
  - （1）専門家を活用した教育相談体制の整備・関係機関との連携強化等 8,680百万円（8,461百万円）  
[3,728百万円]

令和5年度補正予算による措置は※を付している。

#### ①不登校児童生徒に対する支援推進事業〔補助率1/3〕

〔補助事業者：都道府県、政令指定都市等〕

学びの多様化学校の設置促進や不登校児童生徒の多様な学びを支援。

- ・学びの多様化学校について、設置準備に加え、設置後の運営支援
- ・教育支援センターにおける多様な相談・支援体制の強化 等

#### ②スクールカウンセラーの配置充実〔補助率1/3〕

〔補助事業者：都道府県、政令指定都市〕

- ・スクールカウンセラーの全公立小中学校への配置(27,500校)
- ・課題を抱える学校への重点配置(10,000校)
- ・オンライン活用拠点(67箇所) 等

③スクールソーシャルワーカーの配置充実〔補助率 1 / 3〕

〔補助事業者：都道府県、政令指定都市、中核市〕

- ・スクールソーシャルワーカーの全中学校区への配置（10,000 中学校区）
- ・課題を抱える学校への重点配置（10,000 校）
- ・オンライン活用拠点（67 箇所） 等

④24時間子供SOSダイヤル〔補助率 1 / 3〕

〔補助事業者：都道府県、政令指定都市〕

いじめ等を含む子供のSOSを受け止めるための通話料無料の電話相談の実施。

⑤SNS等を活用した相談体制の整備に対する支援〔補助率 1 / 3〕

〔補助事業者：都道府県、政令指定都市〕

いじめを含め、様々な悩みを抱える児童生徒に対するSNS等を活用した相談体制の整備を図る。

⑥幅広い外部専門家を活用していじめ問題等を調整・支援する取組の推進

〔補助率 1 / 3〕〔補助事業者：都道府県、政令指定都市〕

インターネットを通じて行われるいじめ問題等に対応するための学校ネットパトロールへの支援。

⑦不登校児童生徒等の学び継続事業 ※

〔補助率 1 / 3〕〔補助事業者：地方公共団体〕

- ・校内教育支援センターの設置促進（6,000 校）
- ・教育支援センターのICT環境の整備（600 箇所）
- ・不登校・いじめの解消に向けた緊急的な支援を促進するため、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置を支援（3,900 校）

(2) いじめ対策・不登校支援等に関する調査研究 47 百万円(50 百万円)  
[1,404 百万円]

令和5年度補正予算による措置は※を付している。

①いじめ・不登校等の未然防止に向けた魅力ある学校づくりに関する調査研究

- ・自殺予防教育の指導モデル開発（新規）
- ・心理・福祉に関する教職員向けの研修プログラムの開発（新規）
- ・学びの多様化学校の教育の充実に関する調査研究
- ・経済的に就学困難な児童生徒への経済的支援の在り方に関する調査研究

②スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの常勤化に向けた調査研究

**③不登校児童生徒等の早期発見・早期支援事業 ※**

- ・教育支援センターの総合的拠点機能形成
- ・1人1台端末等を活用した「心の健康観察」の導入推進
- ・不登校・いじめ対策等の効果的な活用の推進

**◆ 夜間中学の設置促進・充実 86 百万円( 75 百万円)**

教育機会確保法（平成 28 年 12 月 14 日公布）及び教育振興基本計画（令和 5 年 6 月 16 日閣議決定）等を踏まえ、①夜間中学の新設・運営補助、②既設の夜間中学における教育活動の充実を図ること等により、夜間中学における就学機会の提供を推進する。

（参考：復興特別会計）

**◇緊急スクールカウンセラー等活用事業 1,503 百万円(1,572 百万円)**

被災した児童生徒等の心のケアや、教職員等への助言・援助、学校教育活動の復興支援、福祉関係機関との連携調整等様々な課題に対応するため、スクールカウンセラー等を活用する経費を支援。

# 誰一人取り残されない学びの保障に向けた 不登校・いじめ対策等の推進

## 背景・課題

○ 不登校児童生徒数が小・中学校で約30万人、そのうち学校内外の専門機関等で相談・指導等を受けていない小・中学生が約11万4千人と、いずれも過去最多となり、また、いじめ重大事態の発生件数も923件と過去最多となる中、「誰一人取り残されない学びの保障」に向けた取組の緊急強化が必要である。

## 目標

○ 「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」（令和5年3月）や「不登校・いじめ緊急対策パッケージ」（令和5年10月）等に基づき、こども家庭庁等の関係機関とも連携を図りながら、誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校・いじめ対策等を推進する。

令和5年度補正予算額 51億円

令和6年度予算額（案）  
（前年度予算額）  
88億円  
85億円



文部科学省

## 文部科学省 <令和6年度予算額

### 専門家を活用した教育相談体制の整備・関係機関との連携強化等

8,680百万円（8,461百万円）[令和5年度補正予算額 3,728百万円]

#### ① 不登校児童生徒の学びの場の確保の推進

・ **学びの多様化** 学校の設置準備に加え、新たに**設置後の運営支援**

（設置準備：20校、設置後：7校）

・ 教育支援センターにおける多様な相談・支援体制の強化等

#### ② スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置充実

・ SCの配置（全公立小中学校 27,500校、週4時間）

SSWの配置（全中学校区 10,000校、週3時間）

・ **重点配置校数の拡充**（SC：7,200→10,000校、週8時間）

（SSW：9,000→10,000校、週6時間）

・ オンラインを活用した広域的な支援体制整備（全都道府県・政令指定都市）

#### ③ SNS等を活用した教育相談体制の整備推進

④ 不登校児童生徒等の学び継続事業[令和5年度補正予算額 3,728百万円]

・ **校内教育支援センター（SSR）の設置促進**

（6,000校）

・ 在籍校とつながり、自宅にいる児童生徒・保護者へ学習・相談支援を行うための

**教育支援センターのICT環境の整備**

（600ヶ所）

・ より課題を抱える学校における組織的な支援のための**SC・SSWの配置充実**

（3,900校）



- ・ いじめ防止対策に関する関係府省連絡会議
- ・ いじめ重大事態の情報共有
- ・ 誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策推進本部

### こども家庭庁 主に首長部局を通じた対応

- ・ 学校外からのいじめ解消アプローチ
- ・ いじめ調査アドバイザー
- ・ こどもの多様な居場所づくり等



## （案）の概要 > 主に教育委員会を通じた対応

### いじめ対策・不登校支援等に関する調査研究【委託】

47百万円（50百万円）[令和5年度補正予算額 1,404百万円]

#### ① いじめ・不登校等の未然防止に向けた魅力ある学校づくりに関する調査研究

・ **自殺予防教育の指導モデル開発**

・ 心理・福祉に関する**教職員向けの研修プログラム**の開発

・ 経済的に困窮した家庭の不登校児童生徒に対する経済的支援の在り方に関する調査研究 等

#### ② スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの常勤化に向けた調査研究

#### ③ 不登校児童生徒等の早期発見・早期支援事業

【令和5年度補正予算額 1,404百万円】

- ・ **1人1台端末等を活用した「心の健康観察」の全国の学校での導入推進**
- ・ 保護者への相談支援やアウトリーチ等の**地域の総合的拠点機能形成**
- ・ 不登校・いじめ対策等の効果的な活用の推進

#### 【関連施策】

- ▶ 公立学校施設の整備（廃校や余剰教室等の既存施設を改修して活用する場合の支援メニューの創設（令和9年度まで）等）、私立学校施設・設備の整備の推進
- ▶ 不登校児童生徒個々の実情に対応するために必要な支援に係る教職員配置（義務教育費国庫負担金）（学びの多様化学校に対する教職員の優先配置等）
- ▶ 学習指導員等の配置
- ▶ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置（私立）私立高等学校等経費補助成費補助金（特別補助）
- ▶ 養護教諭等の業務支援体制の充実（学校保健推進体制支援事業）
- ▶ 夜間中学の設置促進・充実
- ▶ 高等学校における教育の質確保・多様性への対応に関する調査研究
- ▶ 各学校・課程・学科の垣根を超える高等学校改革推進事業

（担当：初等中等教育局児童生徒課）



# 不登校対策COCOLOプラン関連事業

令和6年度予算額（案）  
（前年度予算額）

89億円  
86億円



文部科学省

令和5年度補正予算額 51億円

- ・不登校児童生徒は10年連続増加（令和4年度の小・中・高等学校の不登校児童生徒数：約36万人）しており、憂慮すべき状況。
- ・90日以上の不登校であるにもかかわらず、学校内外の専門機関等で相談・指導等を受けていない小・中学生が5.9万人存在。
- ・令和5年3月、文部科学大臣の下、「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」を発表。
- ・令和5年10月、総理大臣から不登校等の緊急対策を経済対策にも盛り込むよう指示があり「不登校・いじめ緊急対策パッケージ」をとりまとめ、COCOLOプランの取組を前倒しで実施。

## 学びの多様な化学学校の設置促進 2億円（1億円） ※令和5年8月に名称変更

- ・学びの多様な化学学校の設置準備（補助上限約500万円）
- ・令和6年度に指定される学びの多様な化学学校の設置後の運営支援（補助上限額約400万円）【新規】
- ・SC・SSWの配置充実（自治体の配置の工夫により、最大週40時間の配置も可能）
- ・不登校児童生徒個々の実情に対応するために必要な支援に係る教職員配置（義務教育費国庫負担金）  
（学びの多様な化学学校に対する教職員の優先配置等）
- ・学びの多様な化学学校の教育活動の充実に関する調査研究
- ・廃校や余剰教室等の既存施設を改修して活用する場合の支援メニューの創設（令和9年度まで）【新規】683億円の内数

## 校内教育支援センター（スペシャリストルーム）の設置促進 29億円

- ・校内教育支援センター（SSR）の設置促進【新規】（★）
- ・学習指導員等の配置充実【拡充】121億円の内数（91億円の内数）

## 教育支援センターのオンライン体制・アウトリーチ機能の強化 5億円

- ・教育支援センターのICT環境の整備【新規】（★）
- ・教育支援センターの総合的拠点機能形成に係る調査研究【新規】（★）

## 多様な学びの場、居場所を確保等

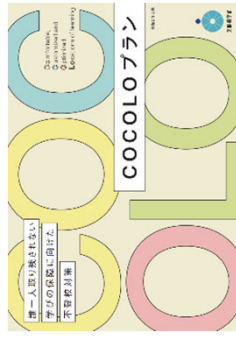
- ・関係機関との連携を支援するコーディネーター等の配置
- ・不登校児童生徒支援協議会等の設置及び教職員研修会等の実施
- ・夜間中学の設置準備・運営支援及び教育活動の充実
- ・高等学校における教育の質確保・多様性への対応に関する調査研究0.7億円の内数(0.8億円の内数)
- ・各学校・課程・学科の垣根を超える高等学校改革推進事業【新規】1.2億円の内数
- ・不登校・いじめ対策等の効果的な活用の推進【新規】1億円(★)

1

60



不登校の児童生徒全ての  
学びの場を確保し、  
学びたいと思った時に学べる  
環境を整えます。



心の小さなSOSを見逃さず、  
「チーム学校」で支援します。

2



- 1人1台端末を活用した心や体調の変化の早期発見を推進 10億円
- 1人1台端末等を活用した「心の健康観察」の全国の学校での導入推進（全都道府県・指定都市等）【新規】（★）

「チーム学校」による早期支援を推進 84億円（82億円）+7億円

- ・SC・SSWの配置及び重点配置校数の拡充
- ・SC・SSWによる緊急相談支援（★）

一人で悩みを抱え込まないよう保護者を支援

- ・SC・SSWの配置（再掲）、保護者学習会等の実施を支援

学校の風土の「見える化」を通して、  
学校を「みんなが安心して学べる」  
場所にします。

3

学校で過ごす時間の中で最も長い「授業」を改善（子供たちの特性に合った柔軟な学びを実現）

- ・校内教育支援センターの設置促進（★）及び学習指導員等の配置充実（再掲）

快適で温かみのある学校としての環境整備

- ・公立小・中学校等の施設整備を行う自治体に対し、その一部を支援 683億円の内数（687億円の内数）（★）



（★）については令和5年度補正予算において措置

（担当：初等中等教育局児童生徒課）

# いじめ防止・不登校対策関係予算（文部科学省・こども家庭庁）

令和6年度予算額（案） 87億円の内数  
（前年度予算額） 88億円の内数



令和5年度補正予算額 68億円の内数

- いじめを政府全体の課題として捉え直し、令和4年11月に設置された「いじめ防止対策」に関する関係府省連絡会議」の下、関係省庁間の連携を強化。文部科学省は教育委員会-学校を通じた対策の充実を図り、こども家庭庁は新たに学校外からの対策を講じ、社会全体でのいじめ防止対策を一体的に推進。
- 不登校対策についても、文部科学省において、学びの多様な学校の設定準備及び運営支援や校内教育支援センターの設置促進を図るとともに、こども家庭庁において、こどもの居場所づくりやこども家庭センターと教育支援センターの連携強化等を図る。

## 概要

「こどもまんなか」の発想で

## 社会総がかりのいじめ防止対策を推進・誰一人取り残されない学びの保証を推進

### 文部科学省

#### 1人1台端末等を活用した「心の健康観察」の導入推進

〔令和5年度補正予算額 954百万円〕

- ・ 1人1台端末等を活用した「心の健康観察」の全国の学校での導入推進（★）

#### 教育相談体制の充実

8,680百万円の内数（8,461百万円の内数）

〔令和5年度補正予算額 686百万円〕

- ・ S・C・S・S Wの配置充実
- ・ S・C・S・S Wによる不登校・いじめ対策緊急相談支援（★）
- ・ SNS等を活用した教育相談体制の整備推進

#### 不登校児童生徒に対する教育機会の確保

239百万円（257百万円）

〔令和5年度補正予算額 3,491百万円〕

- ・ 学びの多様な学校の設定準備及び運営支援
- ・ 校内教育支援センター（SSR）の設置促進（★）
- ・ 教育支援センターのオンライン体制・アウトリーチ機能の強化（★）
- ・ 不登校・いじめ対策等の効果的な活用への推進（★）

#### いじめ重大事態に係る教育委員会等への指導助言

- ・ 重大事態報告等を踏まえた指導助言（非予算）

### こども家庭庁

#### 学校外からのいじめ解消アプローチの開発・実証

〔令和5年度補正予算額 414百万円〕（197百万円）

- ・ 各自治体の首長部局（実証地域）と連携し、いじめの相談から解消まで関与する手法等を開発・実証（★）
- ・ 民間事業者に、実証地域への専門的助言や効果検証の伴走支援等を委託（★）

#### いじめ調査アドバイザーの任命・活用

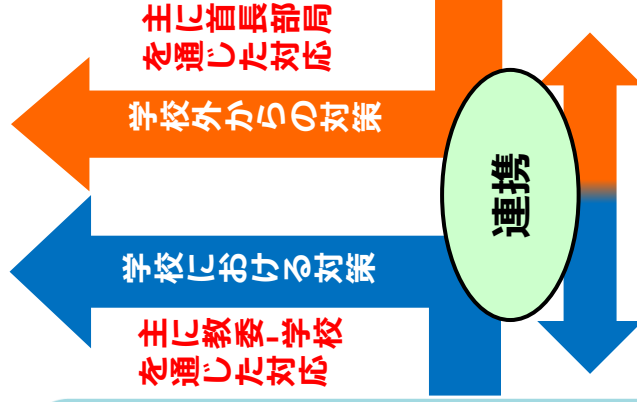
4.9百万円（3.5百万円）

- ・ いじめ重大事態調査の第三者性確保の観点から、法律、医療、教育、心理、福祉等の専門家をいじめ調査アドバイザーとして委嘱し、自治体等から寄せられた人選・調査方法に係る相談に対して助言を行う

#### こどもの多様な居場所づくり

〔令和5年度補正予算額 1,252百万円〕  
〔R4年度2次補正予算額 150百万円〕

- ・ こどもの視点に立った多様な居場所づくりが行われるよう、地方自治体におけるこどもの居場所づくりの実態調査・把握や広報啓発活動、こどもの居場所コーディネーター配置に係る費用を支援（★）
- ・ NPO等が創意工夫して行う居場所づくりやこどもの可能性を引き出す取組への効果的な支援方法等を検証するためのモデル事業を継続（★）



- いじめ防止対策に関する関係府省連絡会議
- いじめ重大事態の情報共有
- 誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策推進本部

# スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる教育相談体制の充実



令和6年度予算額 (案)  
(前年度予算額)

84億円  
82億円

令和5年度補正予算額

7億円

- ◆ 不登校児童生徒数が、小・中学校で約30万人、そのうち学校内外の専門機関等で相談・指導等を受けていない小・中学生が約11万4千人と、いずれも過去最多となり、また、いじめ重大事態の発生件数も923件と過去最多となる中、「誰一人取り残されない学びの保障」に向けた取組の緊急強化が必要であることから、「不登校・いじめ 緊急対策パッケージ」を令和5年10月に策定。
- ◆ また、社会問題化している昨今の児童虐待相談対応件数の急増等を踏まえ、学校における児童虐待の未然防止・早期発見や、児童虐待発生時の迅速・的確な対応に向けた相談体制の充実も喫緊の課題。

## スクールカウンセラー等活用事業

令和6年度予算額 (案) 6,085百万円(前年度予算額 5,889百万円)  
事業開始年度: H7～(委託)、H13～(補助)

<b>補助制度</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>負担割合: 国1/3、都道府県・政令指定都市2/3</li> <li>実施主体: 都道府県・政令指定都市</li> <li>補助対象経費: 報酬・期末手当、交通費等</li> </ul>
<b>求められる能力・資格</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童生徒の心理に関して専門的な知識・経験を有する者 ⇒ 児童の心理に関する支援に従事(学教法施行規則)</li> <li>公認心理師、臨床心理士等</li> </ul>
<b>基盤となる配置</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>全公立小中学校</b>に対する配置: 27,500校 &lt;週4時間&gt;</li> </ul>
<b>重点配置</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>重点配置校</b>: <b>10,000校</b> (&lt;7,200校) &lt;週8時間&gt;</li> </ul>
課題に応じた配置の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>&gt; <b>いじめ・不登校対策</b>: <b>5,700校</b> (&lt;2,900校)</li> <li>&gt; <b>虐待対策</b>: <b>2,000校</b></li> <li>&gt; <b>貧困対策</b>: <b>2,300校</b></li> </ul> <p style="font-size: small;">※夜間中学への配置を含む</p>
<b>上記以外の質の向上、拠点の機能強化等</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>スーパードバイザー: <b>67人</b> &lt;週4時間&gt;</li> <li>教育支援センター: <b>250箇所</b> &lt;週4時間&gt;</li> <li>オンラインによる広域的な支援: <b>67箇所</b> &lt;週40時間&gt;</li> <li><b>自殺予防教育の実施を含む</b></li> </ul>
<b>SC配置以外の支援</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>SNS等を活用した相談のための相談員の配置</li> <li>「24時間子供SOS電話ダイヤル」の相談員の配置</li> <li>専門性向上のための研修・連絡協議会の開催に係る経費の支援</li> </ul>

### <配置の工夫について>

自治体の配置の工夫により、週8時間以上の配置も可能(特に、いじめ・不登校等困難な課題を抱える学校(1,000校)や学びの多様化学校を想定)。



## スクールソーシャルワーカー活用事業

令和6年度予算額 (案) 2,355百万円(前年度予算額 2,313百万円)  
事業開始年度: H20～(委託)、H21～(補助)

負担割合: 国1/3、都道府県・政令指定都市・中核市2/3	実施主体: 都道府県・政令指定都市・中核市	補助対象経費: 報酬・期末手当、交通費等	福祉に関して専門的な知識・経験を有する者 ⇒ 児童の福祉に関する支援に従事(学教法施行規則)	社会福祉士、精神保健福祉士等	全中学校区に対する配置: 10,000校 <週3時間>	<b>重点配置校</b>	> <b>いじめ・不登校対策</b> : <b>4,000校</b> (<3,000校)	> <b>虐待対策</b> : <b>2,500校</b>	> <b>貧困対策</b> : <b>3,500校</b>	※夜間中学・ヤングケアラー支援への配置を含む	スーパードバイザー: <b>67人</b> <週3時間>	教育支援センター: <b>250箇所</b> <週3時間>	オンラインによる広域的な支援: <b>67箇所</b> <週40時間>
-------------------------------	-----------------------	----------------------	---	----------------	-----------------------------	--------------	--	-------------------------------	-------------------------------	------------------------	------------------------------	-------------------------------	-------------------------------------

## 不登校児童生徒等の学び継続事業

- ◆ **SC・SSWの配置充実** [令和5年度補正予算額: 686百万円]  
不登校・いじめの解消に向けた緊急的な支援を促進するため、SC・SSWの配置を支援  
: **3,900校**

(担当: 初等中等教育局児童生徒課)



# 夜間中学の設置促進・充実



令和6年度予算額（案） 0.9億円  
（前年度予算額） 0.8億円

文部科学省

## 背景

全国には未就学者が少なくとも約9.4万人、最終卒業学校が小学校の者が約80.4万人いるほか、近年不登校児童生徒が増加（令和4年度は約29.9万人）。さらに、出入国管理法の改正により、外国人の数が増加。  
⇒義務教育を実質的に受ける機会がなかった方にとって、夜間中学がますます重要な役割を果たす。

（参考：夜間中学の設置状況）

令和2年度に1校、令和3年度に2校、令和4年度に4校、令和5年度に4校が新設され、令和5年4月時点で、11都道府県・12指定都市に44校が設置されている。そのうち2校は、学びの多様化学校を併設。

## 目的・目標

教育機会確保法等（※1）に基づき、義務教育の機会を実質的に保障するため、以下を進める。

（※1）平成28年12月に「教育機会確保法」が成立。「教育振興基本計画」、「経済財政運営と改革の基本方針2023」等で全都道府県・指定都市に少なくとも一つの夜間中学設置を目指すこととしている。

- ・都道府県、指定都市等における夜間中学の設置促進
- ・教育機会確保法第15条に基づく協議会の設置・活用
- ・多様な生徒に対応するための夜間中学の教育活動の充実

## 夜間中学のさらなる設置促進

- ① 夜間中学新設準備・運営支援（補助事業等） 72百万円

### ◆ 新設準備・運営支援

夜間中学新設準備に伴う協議会等の設置、コーディネーターの雇用、ニーズ調査実施、広報活動などの設置に向けた準備に係る経費及び開設後の円滑な運営に係る経費について、最大5年間措置。

### ◆ 広報活動

教育機会確保法の趣旨や基本指針の内容、夜間中学の活動等を周知するための説明会の開催や夜間中学を周知するポスターを作成・配布等し、国民の理解を増進。（文部科学省直接執行予算）

### 補助割合

新設準備2年間：1 / 3 ※ 上限400万円  
開設後3年間：1 / 3 ※ 上限250万円

### 補助対象経費

諸謝金（報償費を含む。）、報酬、旅費、消耗品費、印刷製本費、図書購入費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、雑役務費、備品費、保険料、委託費

### 【関連施策】

- ▶ 学びの多様化学校の設置促進及び教育活動の充実
- ▶ 公立学校施設の整備
- ▶ 学びや生活に関する課題への対応のための教員の加配措置
- ▶ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置

## 夜間中学の教育活動の充実

- ② 夜間中学における教育活動充実（委託事業） 13百万円

夜間中学における多様な生徒の実態等に応じて教育活動を充実していくために必要な環境整備等の在り方を検証。

- ✓ ICTの活用等を含めた高齢者や外国人向けのカリキュラム開発
- ✓ 不登校経験者支援のための相談体制の整備
- ✓ 他市町村の夜間中学や域内の昼間の中学校、近隣の定時制高校との連携
- ✓ 効果的な学校行事や校外活動等の在り方
- ✓ 教育機会確保法第15条に基づく協議会の設置・活用 など

### 委託先

- ・夜間中学を有する都道府県、政令指定都市、市町村

### 委託対象経費

人件費、諸謝金、旅費、借損料、消耗品費（図書購入費を含む。）、会議費、通信運搬費、雑役務費（印刷製本費を含む。）、消費税相当額、一般管理費、再委託費

- ▶ 日本語の指導を含むきめ細かな指導の充実（帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業）
- ▶ 地域日本語教育の総合的な体制づくりの推進
- ▶ 外国人の子供の就学促進事業
- ▶ 多言語翻訳システム等ICTを活用した支援の充実（帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業）

（担当：初等中等教育局初等中等教育企画課）

# 緊急スクールカウンセラー等活用事業

令和6年度予算額（案）  
（前年度予算額）

15.0億円  
15.7億円



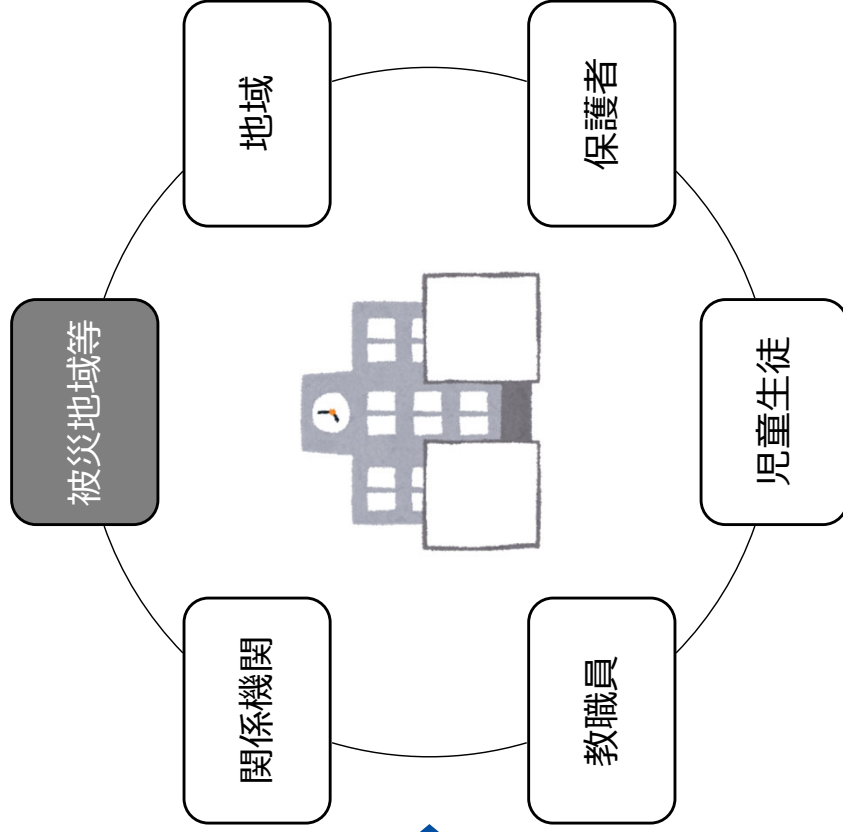
- 被災した児童生徒等の心のケアや、教職員等への助言・援助、学校教育活動の復興支援、福祉関係機関との連携調整等様々な課題に対応するため、スクールカウンセラー等を活用する経費を支援する。

※ 平成23～27年度は、委託費として実施。平成28年度からは、従来の委託費の方式を改め、新たに国庫補助の事業を創設するとともに、スクールカウンセラー等を学校等で活用するなど、被災した児童生徒等の心のケアに資する取組を中心とした事業としている。



- ・スクールカウンセラーの配置  
公認心理師、臨床心理士、精神科医 等
- ・スクールソーシャルワーカーの配置  
社会福祉士、精神保健福祉士 等
- ・心のケアに資するための支援活動事業

心のケア・助言・援助等  
及び  
新たな課題への対応



対象校種	小・中・高等学校等	実施主体	被災自治体
補助対象経費	報酬、期末手当等	補助割合	国 10 / 10

担当：初等中等教育局児童生徒課



## 8. 特別支援教育の充実

令和6年度予算額（案）	4,840百万円
（前年度予算額）	4,114百万円

### 1. 要 旨

障害のある児童生徒等の自立と社会参加を目指し、インクルーシブ教育システムの理念の充実を図るなど、障害のある児童生徒等が十分な教育を受けられる環境を構築する。

### 2. 内 容

#### （1）インクルーシブ教育システムの理念の更なる実現

##### ◆インクルーシブな学校運営モデル事業（新規）

79百万円

障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が交流及び共同学習を発展的に進め、一緒に教育を受ける状況と、柔軟な教育課程及び指導体制の実現を目指し、特別支援学校と小中高等学校のいずれかを一体的に運営するインクルーシブな学校運営モデルを構築する。

- ・委託先：教育委員会、大学等
- ・箇所数：14箇所

#### （2）医療的ケアが必要な児童生徒等への支援

##### ◆医療的ケア看護職員の配置〔補助率1/3〕（拡充）

4,037百万円（3,318百万円）

学校における医療的ケアの環境整備の充実を図るため、自治体等による医療的ケア看護職員の配置（校外学習や登下校時の送迎車両への同乗を含む）を支援する。（3,740人分⇒4,550人分）

- ・実施主体：都道府県、市区町村、学校法人
- ・負担割合：国1/3、都道府県・市区町村・学校法人2/3

##### ◆学校における医療的ケア実施体制の拡充事業（新規）

32百万円

#### ①医療的ケア児への保護者の負担軽減に関する調査研究

各自治体において保護者の付添いの状況等を分析し、保護者の負担軽減に関する調査研究を実施する。

- ・委託先：教育委員会
- ・箇所数：7箇所

#### ②医療的ケア看護職員の人材確保・配置方法に関する調査研究

安定的な医療的ケア看護職員の確保等に向け、各自治体のこれまでの事業等における医療的ケア看護職員の配置の考え方を整理しつつ、配置方法等に関する調査研究を実施する。

- ・委託先：民間団体
- ・箇所数：1箇所

### (3) ICTを活用した障害のある児童生徒等への支援

#### ◆ICTを活用した障害のある児童生徒等に対する指導の充実

100百万円(127百万円)

##### ①ICT 端末における著作教科書活用促進事業(新規)

文部科学省著作教科書(特別支援学校用)と連動したデジタル教材(動画資料等)を作成し、障害の特性に応じたICT 端末の効果的な活用の在り方について研究を実施する。

- ・委託先:教育委員会、大学、民間団体
- ・箇所数:4箇所

##### ②企業等と連携したICT人材育成のための指導の在り方に関する調査研究

企業等と連携して、将来の職業生活において求められるICT活用に係る知識や技能等を習得するために必要な指導方法、教材・コンテンツ等の開発を行い、効果的な指導の在り方について研究を実施する。

- ・委託先:教育委員会
- ・箇所数:3箇所

##### ③病気療養中等の児童生徒に対するオンデマンド型の授業に係る調査研究

病気療養中等の児童生徒に対するオンデマンド型の授業について、実施方法や評価方法等に関する調査研究を行い、効果的な方法等について調査・分析を実施する。

- ・委託先:教育委員会、民間団体
- ・箇所数:6箇所

#### ◆教科書デジタルデータを活用した拡大教科書、音声教材等普及促進プロジェクト(拡充)

269百万円(263百万円)

発達障害や視覚障害等のある児童生徒が十分な教育を受けられる環境を整備するため、教科書デジタルデータを活用した音声教材等に関する効率的な製作方法や高等学校等における拡大教科書の普及促進等について実践的な調査研究等を実施する。

- ・委託先:大学、民間団体等
- ・箇所数:8箇所

### (4) 特別支援教育の支援体制等の充実に資する施策

#### ◆切れ目ない支援体制整備、外部専門家配置〔補助率1/3〕

150百万円(180百万円)

##### ①切れ目ない支援体制整備

特別な支援が必要な子供が就学前から社会参加まで切れ目なく支援を受けられるよう体制の整備を行う自治体等のスタートアップ(個別の教育支援計画等の活用、連携支援コーディネーター配置など)を支援する。

- ・実施主体:都道府県、市区町村、学校法人
- ・負担割合:国1/3、都道府県・市区町村・学校法人2/3

##### ②外部専門家の配置

特別支援教育の充実を図るため、個別の指導計画の作成や実際の指導に当たって、障害の状態等に応じて必要となる、専門の医師や理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などの専門家配置を支援する。(435人分)

- ・実施主体:都道府県、市区町村、学校法人
- ・負担割合:国1/3、都道府県・市区町村・学校法人2/3

## ◆発達障害のある児童生徒等に対する支援事業

50 百万円 (61 百万円)

### ①効果的かつ効率的な巡回指導の実施に向けたモデル構築事業

巡回指導を実施する自治体において、児童生徒にとって効果的かつ効率的な通級による指導の実施に向けたモデル構築を行い、全国的な普及を図る。

- ・委託先：教育委員会
- ・箇所数：6箇所

### ②管理職をはじめとする教員の理解啓発・専門性向上のための体制構築事業

各都道府県等に設置されている教育センター等と連携して特別支援教育に関する教員育成指標を作成し、管理職も含めた全ての教員が発達障害を含む特別支援教育を取り組んでいくための体制構築等に関する研究を行う。

- ・委託先：教育委員会
- ・箇所数：4箇所

### ③発達障害のある児童生徒等に対する支援に関する家庭・教育・福祉の連携に関する調査研究事業

発達障害のある児童生徒等への支援においては、外部機関である福祉機関等との連携が重要であることから、学校や教育委員会と福祉関係機関等との連携について、実態の調査や好事例の収集及び整理などを行い、横展開を図ることで、先進事例の周知啓発を行う。

- ・委託先：民間団体
- ・箇所数：1箇所

## ◆難聴児の早期支援充実のための連携体制構築事業

19 百万円 (19 百万円)

特別支援学校(聴覚障害)を中核とした、難聴児に対する教育相談等の早期支援の充実に向けた体制構築に係る実践研究を行う。

- ・委託先：教育委員会
- ・箇所数：4箇所

### 《関連施策》

- ・通級による指導担当教員の基礎定数化による教職員定数の改善を着実に実施
- ・特別支援学校に関する施設整備について〔補助率1/2(原則)〕、バリアフリー対策〔補助率1/2(原則)〕への国庫補助

# 特別支援教育の充実

令和6年度予算額 (案)  
48億円  
(前年度予算額)  
4.1億円



文部科学省

障害のある児童生徒等の自立と社会参加を目指し、インクルーシブ教育システムの理念の充実を図るなど、障害のある児童生徒等が十分な教育を受けられる環境を構築する。

## インクルーシブ教育システムの理念の更なる実現

### ◆インクルーシブな学校運営モデル事業 79百万円 (新規)

障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が交流及び共同学習を発展的に進め、一緒に教育を受ける状況と、柔軟な教育課程及び指導体制の実現を目指し、特別支援学校と小中高等学校のいづれかを一体的に運営するインクルーシブな学校運営モデルを構築

## 医療的ケアが必要な児童生徒等への支援

### ◆医療的ケア看護職員の配置

4,037百万円 (3,318百万円) (拡充)  
3,740人分 ⇒ 4,550人分 (+810人)

医療的ケア看護職員の配置 (校外学習や登下校時の送迎車両への同乗を含む) を支援

### ◆学校における医療的ケア実施体制の拡充 32百万円 (新規)

#### ①医療的ケア児への保護者の負担軽減に関する調査研究

保護者の付添いの状況等を分析し、保護者の負担軽減に関する調査研究を実施

#### ②医療的ケア看護職員の人材確保・配置方法に関する調査研究

安定的な人材確保等に向け、これまでの配置の考え方を整理しつつ、配置方法等に関する調査研究を実施

## ICTを活用した障害のある児童生徒等への支援

### ◆ICTを活用した障害のある児童生徒等に対する指導の充実 100百万円 (127百万円)

#### ①ICT端末における著作教科書活用促進事業 (新規)

文部科学省著作教科書 (特別支援学校用) と運動したデジタル教材 (動画資料等) を作成し、障害の特性に合ったICT端末の効果的な活用の在り方について研究を実施

#### ②企業等と連携したICT人材育成のための指導の在り方に関する調査研究

企業等と連携して、将来の職業生活において求められるICT活用に係る知識や技能等を習得するために必要な指導方法、教材・コンテンツ等の開発を行い、効果的な指導の在り方について研究を実施

#### ③病氣療養中等の児童生徒に対するオンデマンド型の授業に係る調査研究

病氣療養中等の児童生徒に対するオンデマンド型の授業について、実施方法や評価方法等に関する調査研究を行い、効果的な方法等について調査・分析を実施

### ◆教科書デジタルデータを活用した拡大教科書、音声教材等普及促進プロジェクト(※)

269百万円 (263百万円) (拡充)

発達障害や視覚障害等のある児童生徒の教育環境整備のため、教科書デジタルデータを活用した音声教材等に関する効果的な製作方法や高等学校等における拡大教科書の普及促進等の調査研究等を実施

## 特別支援教育の支援体制等の充実に資する施策

### ◆発達障害のある児童生徒等に対する支援

事業 50百万円 (61百万円)

効果的かつ効率的な巡回指導の実施に向けたモデル構築事業を実施

### ◆難聴児の早期支援充実のための連携体制構築

事業 19百万円 (19百万円)

特別支援学校 (聴覚障害) を中核とした、難聴児に対する教育相談等の早期支援の充実に向けた体制構築の推進を実施

### ◆切れ目ない支援体制整備、外部専門

家の配置 150百万円 (180百万円)

自治体等の体制整備のスタートアップ、外部専門家の配置を支援

特別支援教育就学奨励費、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所運営費交付金等を別途計上

(担当：初等中等教育局特別支援教育課  
(※) について、初等中等教育局教科書課)

## 9. 道徳教育の充実

令和6年度予算額（案）	4,270百万円
（前年度予算額）	4,177百万円

### 1. 要 旨

道徳教育は、児童生徒が自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した一人の人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標としている。小学校・中学校では、「特別の教科 道徳」を要として、「考え、議論する道徳」へと質的な転換を図っており、令和3年度道徳教育実施状況調査結果では、教科化が目指した量的確保、質的転換の面で一定の成果が見られたところ。一方で、同調査においては、更なる授業改善や指導力向上、実践事例の見える化・共有化などの課題も見られており、引き続き道徳教育の更なる充実に向けた取組を行う。

また、高等学校では、生徒が、中学校までの道徳科の学習等を通じて深めた道徳的価値の理解を基に、主体的に社会の形成に参画する意欲・態度を身に付けることを目指しているが、現在、日本の高校生の社会課題への認識や社会参画の意識は諸外国と比較して低い状況にある。こうした状況を踏まえ、主体的に社会の形成に参画する意欲・態度の育成を図るため、生徒が自己の在り方生き方と一体不可分な課題を設定し、探究活動に取り組む「総合的な探究の時間」の質向上に向けた実証研究を行い、高等学校における道徳教育の充実を図る。

### 2. 内 容

#### ○よりよい生き方を実践する力を育む道徳教育の推進等

##### （1）道徳教育アーカイブの充実

道徳の「特別の教科」化の趣旨を踏まえ、「考え、議論する道徳」の授業づくりの参考となる授業動画をはじめ様々な情報を発信する「道徳教育アーカイブ」の充実を図ることで、教師の授業改善を支援する。

##### （2）学校や地域等が抱える課題に応じた取組の支援

道徳の「特別の教科」化以降の各地域での実践的知見の見える化・共有化の促進、道徳科の授業改善に向けた指導や評価方法の研究・成果普及、道徳教育推進教師を中心とした実働する機能的な指導体制構築に向けた取組、家庭や地域社会との連携を図った道徳教育や地域教材の活用等を通じた地域の特色を生かした道徳教育の実践・成果普及等の取組を支援する。

##### （3）「総合的な探究の時間」の質向上を通じた道徳教育の充実

道徳教育を通じた、未来を拓く主体性のある日本人の育成に向けて、高校「総合的な探究の時間」における、現代的な諸課題（人口減少社会、エネルギー・資源問題、国際平和など）に対する探究活動を発展・充実させるための実証研究を実施する。



#### (4) 道徳科の教科書の無償給与

小学校及び中学校の道徳科の教科書を無償給与する。

#### 【連携重点施策】

- ・ いじめ対策・不登校支援等総合推進事業
- ・ 健全育成のための体験活動推進事業
- ・ 情報モラル教育推進事業
- ・ 道徳教育推進研修（独立行政法人教職員支援機構において実施）
- ・ 教員研修高度化推進支援事業

# 道徳教育の充実

令和6年度予算額（案）

43億円

（前年度予算額）

42億円



文部科学省

## 背景・課題

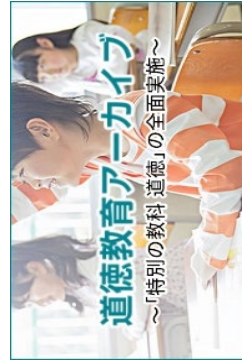
- 平成27年3月に学習指導要領等を一部改正し、従前の「道徳の時間」を「**特別の教科 道徳**」（道徳科）として位置付け、平成30年度から小学校、令和元年度から中学校で**全面実施**。答えが一つではない道徳的な課題を自分自身の問題として捉え向き合う「**考え、議論する道徳**」へと**質的な転換**を図っている。
- 令和3年度道徳教育実施状況調査（「特別の教科」化以降初めて実施）の結果、教科化を受けた変化に係る肯定的回答が「教師の意識が高まった」97%、「授業時数を十分確保して指導」92.5%、「**話し合いや議論が活発になった**」86.9%など、「**特別の教科」化が目指した量的確保、質的転換の面で一定の成果**。」
- 一方で、道徳教育の更なる充実に向けた課題として6割以上（都道府県・政令市では76%）の教育委員会が「**教師の指導力**」を挙げるなど、**指導力の維持・向上や研修機会等の充実が喫緊の課題**。道徳科のよりよい実施に向けて、**各種研修等の充実に加え、教科化以降の実践的知見の見える化・共有化を図る必要**。

## 1. よりよい生き方を実践する力を育む道徳教育の推進 2.7億円（2.7億円）

### ① 道徳教育アークライブの充実

道徳の「特別の教科」化の趣旨を踏まえ、「**考え、議論する道徳**」の授業づくりの参考となる**授業動画**をはじめ様々な情報を発信する「**道徳教育アークライブ**」の**充実を図ること**で、**教師の授業改善を支援**する。

また、(独)教職員支援機構(NITS)や各教育委員会等との相互の連携により活用促進、認知度向上を図る。



### ② 学校や地域等が抱える課題に応じた取組の支援

- 「特別の教科」化以降の**各地域での実践的知見の見える化・共有化（地域アークライブター）**
- 道徳科の授業改善に向けた指導や評価方法の研究・成果普及
- 道徳教育推進教師を中心とした実働する機能的な指導体制構築に向けた取組
- 家庭や地域社会との連携を図った道徳教育の実践・成果普及
- 地域教材の活用等を通じた地域の特色を生かした道徳教育の実践・成果普及 等

### ③ 「総合的な探究の時間」の質向上を通じた道徳教育の充実

道徳教育を通じた、未来を拓く主体性のある日本人の育成に向けて、高校「総合的な探究の時間」における、**自己の在り方生き方と一体不可分な課題に対する探究活動を発展・充実させるため、実証研究を実施**する。

- 日本社会が抱える現代的な諸課題をテーマとした実証モデルを創出。
- ✓ 学校と外部専門家、民間企業等との連携充実のため、連絡調整に係る支援を実施
- ✓ 生徒のフィールドワーク、インタビュー、実地体験等の直接的な体験活動について支援

### 委託先

- ・民間団体（①）
- ・自治体、学校設置者（②、③）

### 箇所数 単価

- ・1箇所 190万円（①）
- ・64箇所 400万円/箇所（②）
- ・5箇所 500万円/箇所（③）

## 2. 道徳科の教科書の無償給与（小・中学校分） 40億円（39億円）

小学校及び中学校の道徳科の教科書の無償給与を実施。

### 連携重点施策

- ◆ いじめ対策・不登校支援等総合推進事業
- ◆ 健全育成のための体験活動推進事業
- ◆ 情報モラル教育推進事業
- ◆ 道徳教育推進研修
- ◆ 教員研修高度化推進支援事業



# 全国の優れた実践事例・参考資料を集めた教師のためのWebサイト

## 道徳教育アーカイブ

文部科学省では、「特別の教科 道徳」の趣旨の実現を

図るため、「考え、議論する道徳」の授業づくりの参考となる

映像資料等を提供し、学校の取組を全力で支援します。



### 道徳教育アーカイブ

～「特別の教科 道徳」の全面実施～

<https://doutoku.mext.go.jp>

道徳教育アーカイブ



#### ● 授業映像 ●



実際の授業の映像と授業者へのインタビューを通して、「考え、議論する道徳」の授業づくりの参考となる工夫のポイントを紹介。研修等においても活用しやすいように1事例20分程度の動画として編集している。「自分ならばこういう工夫をする」「この発問は効果的である」といったことを話し合ったり、検討したりするなど、様々な方法で活用いただくことを想定。

#### ● 工夫事例(指導案) ●

各都道府県等で行われている道徳の授業の実践例(指導案)のうち、「考え、議論する道徳」の授業づくりの参考となると考えられる事例を紹介。

#### ● いじめ防止を扱う実践事例 ●

道徳の授業における実践例に加え、特別活動(生徒会活動)で取り組む事例を含め、各都道府県で実際に行われている、いじめの防止に関わる具体的な問題場面を取り扱った事例を紹介。

#### ● 道徳教育を知るための資料 ●

道徳教育を知るための基礎資料として、道徳の「特別の教科」化の経緯に関する資料、学習指導要領解説や研修用資料、道徳教育実施状況調査の結果及び結果のポイントについての教科調査官による解説動画などを掲載。

#### ● 授業で使える郷土教材 ●



教科書とあわせて、授業で活用できる郷土の伝統や文化、偉人などに関するものなど、各都道府県等で作成した地域の特色ある教材を紹介。

#### ● 教育委員会作成指導資料 ●



各都道府県等の教育委員会が、教師向けに独自で作成した道徳教育のポイント等をまとめた指導資料や実践資料集等を掲載。

#### ● 文部科学省作成資料 ●



「私たちの道徳」や「心のノート」等、これまで文部科学省において作成してきた教材をまとめて掲載。

## 10. 子供の体験活動の推進

令和6年度予算額（案）	108百万円
（前年度予算額）	108百万円

### 1. 要 旨

子供たちの豊かな成長に欠かせない、自然体験、農山漁村体験、文化芸術体験など様々な体験活動を通じ、児童生徒の豊かな人間性や社会性を育むとともに、自己有用感を高め、自らの役割を意識させるなど一人一人のキャリア発達を促す。

### 2. 内 容

#### (1) 健全育成のための体験活動推進事業 99百万円（99百万円）

（学校を核とした地域力強化プランの一部）

【総合教育政策局に計上】〔補助率1／3〕

宿泊体験事業

- ・小学校、中学校、高等学校等における取組
- ・学校教育における農山漁村体験活動の導入のための取組
- ・教育支援センター等における体験活動の取組

#### (2) 小・中・高等学校等における起業体験推進事業【後掲】

9百万円（9百万円）

（将来の在り方・生き方を主体的に考えられる若者を育むキャリア教育推進事業の一部）

小・中・高等学校等において、児童生徒のチャレンジ精神や、情報収集・分析力、コミュニケーション力等、これからの時代に求められる起業家精神及び起業家的資質・能力の育成を目指した起業体験活動を行うモデルを構築し、全国への普及を図る。令和6年度は、新たに大学等と連携したモデル構築・普及を図ることができるよう、対象を拡大。

#### 《関連施策》

##### ○補習等のための指導員等派遣事業

- ・公立学校における体験活動の実施をサポートする人材の配置について支援〔補助率1／3〕



# 健全育成のための体験活動推進事業

令和6年度予算額（案）

99百万円

（前年度予算額）

99百万円



文部科学省

## 事業目的

- 子どもたちの豊かな成長に欠かせない、自然体験、農山漁村体験、文化芸術体験などの様々な体験活動を、引き続き着実に支援。
- 学校とより広いコミュニティが相互に連携・協働する活動としての体験活動の機会の充実することで、自己肯定感や協調性など、児童生徒のウェルビーイングの向上を図る。

## 事業概要

### 学校等における宿泊体験活動の取組に対する着実な支援

#### (1) 宿泊体験事業

- ①小学校、中学校、高等学校等における取組
  - ・学校教育活動における2泊3日以上での宿泊体験活動の取組に対する事業費の補助
- ②学校教育における農山漁村体験活動の導入のための取組
  - ・教育委員会が主催する夏休み期間中等に希望者を募って行う取組に対する事業費の補助
- ③教育支援センター等における体験活動の取組
  - ・農山漁村体験活動をこれまで実施していない高等学校等の取組に対する事業費の補助
  - ・教育委員会が主催する教育支援センター等における取組に対する事業費の補助

#### (2) 体験活動推進協議会（各都道府県・市区町村）

- ・各都道府県・市区町村において、様々な体験活動を推進していく上での課題や成果について協議を行ったり、好事例の収集、各学校への情報提供や取組の普及を図るために開催する協議会への補助

対象校種

小・中・高等学校等

実施主体

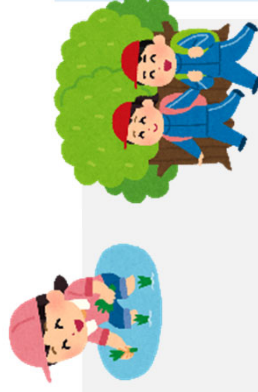
都道府県・市区町村

補助対象経費

諸謝金、旅費等

補助割合

国 1 / 3



### 経済財政運営と改革の基本方針2023

（R5.6.16閣議決定）  
『豊かな感性や創造性を育む文化芸術、スポーツ、自然等の体験活動や（略）を推進する。』

### 教育振興基本計画

（R5.6.16閣議決定）

『○体験活動・交流活動の充実  
・新型コロナウイルスの影響などにより減少した青少年の体験活動の機会の充実のため、地域・企業・青少年教育団体・学校等の連携により、学校や青少年教育施設等における自然体験活動や集団宿泊体験活動など様々な体験活動の充実に取り組む（略）。』

・異なる組織や集団の境界を越えた交流活動の機会充実のため、様々な体験・交流活動（自然体験活動、農山漁村体験活動、国際交流活動、地域間交流活動等）の充実に取り組む。』

### まち・ひと・しごと創生基本方針2021

（R3.6.18閣議決定）

『子どもの生きる力を育むとともに、将来の地方へのUIJタンの基礎を形成するため、農山漁村体験に参加する学校等（送り側）や体験の実施地域である農山漁村（受入側）を支援する』

（担当：初等中等教育局児童生徒課）

# 1 1. キャリア教育・職業教育の充実

令和6年度予算額（案）	268百万円
（前年度予算額）	270百万円

## 1. 要 旨

小学校からの起業体験や中学校の職場体験活動、高校におけるインターンシップ等のキャリア教育を推進するとともに、専門高校においては、最先端の職業人材育成のさらなる推進を図る。

## 2. 内 容

(1) 将来の在り方・生き方を主体的に考えられる若者を育むキャリア教育推進事業  
18百万円(18百万円)

① キャリア教育の普及・啓発

キャリア教育推進連携シンポジウムの開催等

② 小・中・高等学校等における起業体験推進事業

小・中・高等学校等において、児童生徒のチャレンジ精神や、情報収集・分析力、コミュニケーション力等、これからの時代に求められる起業家精神及び起業家的資質・能力の育成を目指した起業体験活動を行うモデルを構築し、全国への普及を図る。令和6年度は、新たに大学等と連携したモデル構築・普及を図ることができるよう、対象を拡大。

③ 地域を担う人材育成のためのキャリアプランニング推進事業

(学校を核とした地域力強化プランの一部)

【総合教育政策局に計上】〔補助率1/3〕

「キャリアプランニングスーパーバイザー」を都道府県等に配置し、地元企業等と連携した職場体験やインターンシップ及び地元への愛着を深めるキャリア教育の推進等を通じ、地元就職し地域を担う人材を育成する。

(2) マイスター・ハイスクール（次世代地域産業人材育成刷新事業）【再掲】  
251百万円(253百万円)

デジタルトランスフォーメーション（DX）、六次産業化等、産業構造・仕事内容は急速かつ絶えず革新しており、さらに新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機として、こうした革新の流れは一層急激になっていくことが予見される。我が国の産業の発展のためには、成長産業化を図る産業界と専門高校が一体となり、地域産業の持続的な成長を牽引する最先端の職業人材育成の取組を全国的に推進することが必要である。このため、産業界等と一体となった教育課程開発等の先進的取組を行う都道府県等・専門高校が中核となって牽引する産業界等と連携した人材育成の広域ネットワークの構築や、産業界等との連携に課題のある地域の連携体制強化の取組等を実施する。



# 将来の在り方・生き方を主体的に考えられる若者を育む キャリア教育推進事業

令和6年度予算額（案）  
（前年度予算額）

18百万円  
18百万円



文部科学省

## 背景・課題

- 児童生徒一人一人の社会的・職業的自立に向け必要な基盤となる資質・能力を育成するため、体験的なキャリア教育の推進が重要。
- そのため、キャリア教育の意義の普及・啓発や、教育関係者と地域・社会、産業界等が連携・協働した取組の推進等、キャリア教育を充実していく。

## 事業内容

### 1. キャリア教育の普及・啓発

1百万円（1百万円）

#### ◆キャリア教育推進連携シンポジウムの開催、連携表彰等の実施

キャリア教育の意義の普及・啓発と推進に資するため、学校、地域、社会及び産業界等の関係者が一堂に会したシンポジウムを、文科省・経産省・厚労省の共催で開催し、最新の情報の提供や事例の紹介を行うとともに、キャリア教育の充実・発展に向け優れた取組を実施している団体等を表彰する。

### 2. キャリア教育推進体制の構築

17百万円（17百万円）

#### ◆小・中・高等学校等における起業体験推進事業

小・中・高等学校等において、児童生徒のチャレンジ精神、創造性・探究心等の「起業家精神」や、情報収集・分析力、判断力、リーダーシップ、コミュニケーション力等、これからの時代に求められる「起業家的資質・能力」の育成を目指す起業体験活動を行うモデルを構築し、全国への普及を図る。  
令和6年度は、新たに大学等との連携モデルを追加。

対象校種	小学校、中学校、高等学校等
------	---------------

委託先	都道府県教育委員会等 8地域
-----	-------------------

委託対象経費	講師謝金、旅費、印刷費等
--------	--------------

#### ◆地域を担う人材育成のためのキャリアアップランニング推進事業

8百万円（8百万円）

【学校を核とした地域強化プランの一部】

「キャリアアップランニングスーパーバイザー」を都道府県等に配置し、地元企業等と連携した職場体験やインターンシップ及び地元への愛着を深めるキャリア教育の推進等を通じ、地元就職し地域を担う人材を育成する。

対象校種	小学校、中学校、高等学校等
------	---------------

実施主体	都道府県 市区町村
------	--------------

補助割合	補助率（国：1/3 県市：2/3）
------	-------------------

補助対象経費	諸謝金、旅費等
--------	---------

（担当：初等中等教育局児童生徒課）

## 1 2. 学校をプラットフォームとした総合的な子供の貧困対策の推進等

令和 6 年度予算額 (案)	2,918 百万円
(前年度予算額)	2,887 百万円)
[令和 5 年度補正予算額 686 百万円の内数]	
[参考：復興特別会計]	695 百万円)

### 1. 要 旨

家庭の経済状況にかかわらず、学ぶ意欲と能力のある全ての子供が質の高い教育を受け、能力・可能性を最大限伸ばしてそれぞれの夢に挑戦できるようにすることは、一人一人の豊かな人生の実現に加え、今後の我が国の成長・発展にもつながるものである。

「子供の貧困対策に関する大綱」を踏まえ、学校を子供の貧困対策のプラットフォームと位置付け、総合的な子供の貧困対策を推進するとともに、教育の機会均等を保障するため、教育費負担の軽減を実施する。

### 2. 内 容

#### (1) 教育相談の充実

##### ○スクールソーシャルワーカーの配置充実【再掲】

2,355 百万円 (2,313 百万円)

[686 百万円の内数]

〔補助率 1 / 3〕〔補助事業者：都道府県、政令指定都市、中核市〕

- ・スクールソーシャルワーカーの全中学校区への配置 (10,000 中学校区)
- ・課題を抱える学校への重点配置 (10,000 校)
- ・オンライン活用拠点(67 箇所) 等

#### (2) 要保護児童生徒援助費補助

539 百万円 (545 百万円)

〔補助率 1 / 2〕〔補助事業者：都道府県・市町村〕

要保護児童生徒の保護者に対して市町村が行う学用品費、修学旅行費、学校給食等の就学援助への国庫補助を実施。ランドセル代等の「新入学児童生徒学用品費等」の予算単価の引き上げにより、国庫補助の拡充を図るとともに、就学援助の着実な取組を支援する。

※上記に関連して、地方公共団体の標準準拠システム移行支援事業(就学)に係る経費を計上。

24 百万円 (28 百万円)

〔委託費〕〔委託事業者：民間企業等〕

地方公共団体の就学事務(就学援助・学齢簿編製)について、各自治体が令和 7 年度までに標準準拠システムへ円滑な移行が行えるよう、技術的な相談等への対応を行う。

※このほか、被災児童生徒就学支援等事業(大規模災害対応分)を実施。

49 百万円 (49 百万円)

〔補助率 2 / 3〕〔補助事業者：都道府県〕

大規模災害で被災し、経済的に就学が困難な児童生徒等の就学機会を確

保するため、小中学生に対する学用品費等の援助、高校生に対する奨学金、特別支援学校等に在籍する児童生徒等への就学奨励、私立学校及び専修学校・各種学校の授業料減免を実施する。

《関連施策》

- ・教職員定数の改善（貧困等に起因する学力課題の解消等）
- ・高等学校等就学支援金交付金等
- ・高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）
- ・特別支援教育就学奨励費負担等

（参考：復興特別会計）

◇被災児童生徒就学支援等事業

695 百万円（804 百万円）

〔補助事業者：都道府県〕

東日本大震災で被災し、経済的に就学が困難な児童生徒等の就学機会を確保するため、小中学生に対する学用品費等の援助、高校生に対する奨学金、特別支援学校等に在籍する児童生徒等への就学奨励、私立学校及び専修学校・各種学校の授業料減免を実施する。

# 要保護児童生徒援助費補助金

令和6年度予算額（案）

5億円

（前年度予算額）

5億円



文部科学省

## 現状・課題

学校教育法において、「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者」に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」とされており、また、就学援助法等において、国は市町村に対して必要な援助を行うこととされている。経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して必要な支援を行い、義務教育の円滑な実施に資する。

## 事業内容

事業実施期間

昭和34年度～

### 【要保護者への就学援助】（令和3年度 約9万人）

市町村の行う就学援助のうち、生活保護法に規定する「要保護者」への援助に対して、国は、義務教育の円滑な実施に資するよう、「就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律」（就学援助法）「学校保健安全法」「学校給食法」等に基づいて必要な援助を実施。

- ◆補助対象費目：学用品費、体育実技用具費、新入学児童生徒学用品費等、通学用品費、通学費、修学旅行費、校外活動費、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費、卒業アルバム代等、オンライン学習通信費、医療費、学校給食費

- ◆令和6年度予算額（案）

#### ・「新入学児童生徒学用品費等」の単価引き上げ

小学校：54,060円 → 57,060円（+3,000円）



### 【参考：準要保護者への就学援助】（令和3年度 約121万人）

要保護者に準ずる程度に困窮していると市町村教育委員会が認める「準要保護者」への就学援助事業については、三位一体改革により、平成17年度から国の補助を廃止し、税源移譲・地方財政措置を行い、各市町村が単独で事業を行っている。

対象校種

小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程のみ）

実施主体

市町村等

補助割合

国 1/2、市町村等 1/2

対象者

生活保護法に規定する「要保護者」

補助対象経費

市町村等が行う学用品費、修学旅行費、学校給食費等の補助事業

# 地方公共団体標準拠システム移行支援事業（就学）

令和6年度予算額（案）  
（前年度予算額）

0.2億円

0.3億円



文部科学省

## 現状・課題

- 地方公共団体情報システム標準化基本方針（令和4年10月7日閣議決定）で、令和5年4月から令和8年3月までを「移行支援期間」とし位置付け、地方公共団体の基幹業務システムを、ガバメントクラウドを活用した標準拠システムへの移行を目指すこととし、国はそのために必要な支援を行う。

## 事業内容

事業実施期間 令和3年度～

各自治体が令和7年度までに標準拠システムへ円滑な移行が行えるよう、国は標準化法第9条等に基づき、自治体からの技術的な相談等に対し、遺漏なく対応する必要がある。また、令和6年度以降、他制度の制度改正や共通事項の標準仕様書等の改定があった場合、制度所管府省として、必要に応じて標準仕様書の改定を行う必要がある。

このため、専門的な技術的知見を有する民間企業等への委託事業として、地方公共団体標準拠システム移行支援事業（就学）を実施する。

### 自治体の標準拠システム移行支援

- 標準拠システム導入（移行）にかかる技術的な助言
- ベンダが開発したシステムと標準仕様書との適合確認
- 標準仕様書等に関する問い合わせ対応
- 先行導入した自治体の情報提供
- 自治体からの技術的な相談等を踏まえた調査研究 など

### 標準仕様書の随時改定

- 他制度の制度改正や共通事項の標準仕様書等の改定があった場合に係る標準仕様書の改定対応



## 関係する閣議決定など

- 「デジタル・ガバメント実行計画」（令和2年12月25日閣議決定）  
地方公共団体における情報システム等の共同利用、手続の簡素化、迅速化、行政の効率化等を推進するため、地方公共団体の業務プロセス・情報システムの標準化に取り組む。
- 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和5年6月9日閣議決定）  
デジタル庁及び制度所管府省は、2023年（令和5年）3月までに、標準化法第6条第1項に定める機能標準化基準の内容となる標準仕様書を作成及び改定するとともに、標準化法第7条第1項に定める共通標準化基準の内容となるデータ要件・連携要件及び共通機能に係る標準仕様書を作成及び改定するなど、地方公共団体情報システムの一貫した標準化に向けて必要となる環境の整備を進めてきたところであり、2023年度（令和5年度）以降、国は、地方公共団体における標準拠システムへの円滑かつ安全な移行に向けて、必要な支援を積極的に行う。  
③ 制度所管府省による標準化基準の策定等  
標準化基準のうち、②の共通事項を除いたもの（機能要件等）については、地方公共団体情報システム標準化基本方針に基づき、制度所管府省において、制度改正等に伴う政策上必要な標準仕様書の改定について、データ要件・連携要件の内容との整合性の確保を図った上で改定するなど適切に運用を行う。

### ■「地方公共団体情報システム標準化基本方針」（令和4年10月7日閣議決定）

令和5年（2023年）4月から令和8年（2026年）3月までを「移行支援期間」とし位置付け、地方公共団体の基幹業務システムが、令和7年度（2025年度）までに、ガバメントクラウドを活用した標準拠システムへの移行を目指すこととし、国は、そのために必要な支援を積極的に行う。  
制度所管府省は、所管する事務が効率的かつ効果的に実施されるようにする観点から、標準化法第6条第1項に基づき定める基準以下「機能標準化基準」という、の策定及び変更を行う。

### ■地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）

第九条 国は、地方公共団体情報システムが標準化基準に適合しているかどうかの確認を地方公共団体が円滑に実施できるようにするために必要な措置を講ずるものとする。  
2 国は、地方公共団体における地方公共団体情報システムの標準化の状況を把握するための調査を行うとともに、地方公共団体に対し、地方公共団体情報システムの標準化のために必要な助言、情報の提供その他の措置を講ずるものとする。

## 就学事務の概要

### 学齢簿編製

学齢簿は、学校教育法第16条、第17条に基づき、学齢児童生徒（満6歳～15歳）の就学義務の履行状況を把握し、義務教育の完全実施を確保するための基本的な帳簿である。市町村教育委員会は住民基本台帳に基づき、その作成・管理や就学義務の指定などの事務（就学事務）を行っている。

### 就学援助

学校教育法第19条に基づき、各市町村が、経済的理由により小・中学校への就学が困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して、学用品費や通学費、修学旅行費、学校給食費などの援助を行う制度。

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
自治体	標準拠システムへの移行 （地方公共団体はガバメントクラウドを活用し、標準拠システムを利用）			
文部科学省	標準仕様書 改定(2.1版)	標準拠システム移行支援 随時改定	標準拠システム移行支援 随時改定	標準拠システム移行支援 随時改定
件数	1箇所	委託先	民間企業等	

担当：初等中等教育局修学支援・教材課



# 被災児童生徒就学支援等事業（大規模災害）

令和6年度予算額（案）  
（前年度予算額）

0.5億円

0.5億円



文部科学省

## 現状・課題

大規模災害により被災し、経済的理由から就学困難となった児童生徒等が安心して学ぶことができるよう、家庭の教育負担の軽減を図り、教育機会を確保することが喫緊の課題である。都道府県等が被災により就学困難となった児童生徒等に対して就学支援等を実施できるよう、国が支援することが必要である。

## 事業内容

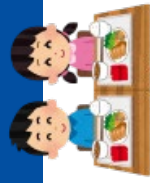
大規模災害により被災し、経済的理由から就学等が困難となった児童生徒等に対して、都道府県等が以下の就学支援等を実施する場合、被災による支援対象者数の増加に伴う負担を考慮し、交付金として経費の一部（2/3）を国庫で支援する。  
本事業は平成28年熊本地震を発端として同年度から実施している。

事業実施期間 平成28年度～

### 就学援助事業【小・中学校】

(対象者) 被災により就学困難となった児童生徒  
(対象事業) 市町村等において行う就学援助事業  
(対象費目) 学用品費、通学費、修学旅行費、学校給食費、医療費 等

※通学費には、スクールバスの運行による通学手段の確保に係る経費を含む



### 奨学金事業【高等学校】

(対象者) 被災により就学困難となった生徒  
(対象事業) 都道府県において行う奨学金事業

### 特別支援教育就学奨励事業【特別支援学校等】

(対象者) 被災により就学困難となった幼児児童生徒  
(対象事業) (被災により支弁区分が変更となった者も含む) 都道府県等において行う就学奨励事業  
(対象費目) 学用品費、通学費、修学旅行費、学校給食費 等



### 私立学校授業料等減免事業【私立高等学校等】

(対象者) 被災により就学等が困難となった児童生徒  
(対象事業) 都道府県等において行う授業料等減免事業

### 専修学校・各種学校授業料等減免事業【専修学校・各種学校】

(対象者) 被災により職業技術の教育等を目的とする学校への就学が困難となった生徒  
(対象事業) 都道府県等において行う授業料等減免事業  
・専修学校高等課程、専門課程；修業年限1年以上  
・専修学校一般課程、各種学校；原則修業年限2年以上



# 被災児童生徒就学支援等事業（東日本大震災）

令和6年度予算額（案） 7億円 【東日本大震災復興特別会計】  
（前年度予算額） 8億円

## 現状・課題

東日本大震災により被災し、経済的理由から就学困難となった児童生徒等が安心して学ぶことができるよう、家庭の教育負担の軽減を図り、教育機会を確保することが喫緊の課題である。都道府県等が被災により就学困難となった児童生徒等に対して就学支援等を実施できるよう、国が支援することが必要である。

## 事業内容

東日本大震災により被災し、経済的理由から就学等が困難となった児童生徒等に対して、都道府県等が以下の就学支援等を実施する場合、被災による支援対象者数の増加に伴う負担を考慮し、交付金として経費の**全額（10/10）を国庫で支援**（一部を除く。）する。

「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の復興の基本方針（令和3年3月9日閣議決定）

- (1) **地震・津波被災地域** … 就学支援について、過去の大規模災害における取組事例等を踏まえ、支援の必要な子どもたちの状況等、事業の進捗に応じた支援を継続する。
- (2) **原子力災害被災地域** … 就学支援について、支援の必要な子どもたちの状況等、事業の進捗に応じた支援を継続する。

事業実施期間 平成23年度～

## <地震・津波被災地域、原子力災害被災地域>

### 就学援助事業【小・中学校】

(対象者) 震災により就学困難となった児童生徒  
(対象事業) 市町村等において行う就学援助事業

(対象費目) 学用品費、通学費、修学旅行費、学校給食費、医療費 等  
※ 通学費には、スクールの運行による通学手段の確保に係る経費を含む



## <原子力災害被災地域のみ>

### 奨学金事業【高等学校】

(対象者) 原子力災害により就学困難となった生徒  
(対象事業) 都道府県において行う奨学金事業  
(返還免除) 原則として、死亡・障害により返還が困難なとき

### 私立学校授業料等減免事業【私立高等学校等】

(対象者) 原子力災害により就学等が困難となった幼児児童生徒  
(対象事業) 都道府県等において行う授業料等減免事業

### 特別支援教育就学奨励事業【特別支援学校等】

(対象者) 原子力災害により就学困難となった幼児児童生徒  
(原子力災害により支弁区分が変更となった者も含む)  
(対象事業) 都道府県等において行う就学奨励事業  
(対象費目) 学用品費、通学費、修学旅行費、学校給食費 等



### 専修学校・各種学校授業料等減免事業【専修学校・各種学校】

(対象者) 原子力災害により職業技術の教育等を目的とする学校への就学が困難となった生徒  
・専修学校高等課程、専門課程；修業年限1年以上  
・専修学校一般課程、各種学校；原則修業年限2年以上  
(対象事業) 都道府県等において行う授業料等減免事業  
※ 専修学校専門課程及び一般課程並びに各種学校については学校が実施した減免額の2/3が上限

担当：初等中等教育局修学支援・教材課

## 1 3. 高校生等への修学支援

令和6年度予算額(案) 426,485百万円  
(前年度予算額 430,483百万円)

### 1. 要 旨

全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、高等学校等の授業料に充てるために高等学校等就学支援金を支給するとともに、低所得世帯に対しては、授業料以外の教育費に充てるために高校生等奨学給付金を支給すること等により、家庭の教育費負担の軽減を図る。

### 2. 内 容

(1) 高等学校等就学支援金交付金等 408,963百万円(412,856百万円)

① 高等学校等就学支援金交付金 406,320百万円(410,371百万円)

○ 高校生等の授業料に充てるため、年収約910万円未満の世帯の生徒等を対象に、年額118,800円を支給(設置者が代理受領)。

○ 私立高校等に通う年収約590万円未満の世帯の生徒等については、支給上限額を年額396,000円まで加算。

○ 令和5年度から高等学校等就学支援金制度において、家計が急変した世帯への支援を実施。

(対象学校種)

国公立の高等学校、中等教育学校(後期課程)、特別支援学校(高等部)、高等専門学校(1～3年生)、専修学校高等課程、専修学校一般課程及び各種学校のうち国家資格者養成課程(中学校卒業者を入所資格とするもの)を置くもの、各種学校のうち告示指定を受けた外国人学校、海上技術学校

② 高等学校等就学支援金事務費交付金 2,638百万円( 2,478百万円)

○ 高等学校等就学支援金に関する事務の円滑な実施に資することを目的として、都道府県に交付。

③ 公立高等学校授業料不徴収交付金(旧制度) 5百万円( 7百万円)

(2) 高校生等奨学給付金（奨学のための給付金） 14,742百万円（14,761百万円）

- 生活保護世帯、非課税世帯（家計急変により非課税相当となった世帯も含む）の授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等奨学給付金により支援を行う。

※ 授業料以外の教育費とは、教科書費、教材費、学用品費、通学用品費、入学学用品費、教科外活動費、通信費など

- 都道府県が行う高校生等奨学給付金事業に対して、国がその経費を一部補助する。（国庫補助率1／3）

（対象学校種）

高等学校等就学支援金の対象学校種（特別支援学校を除く）及び高校等の専攻科

【給付額】

非課税世帯について、全日制等（第1子）の給付額を増額することにより、低所得世帯の更なる教育費負担の軽減を図る。

世帯区分	給付額（年額）	
	国公立	私立
生活保護受給世帯 全日制等・通信制	32,300円	52,600円
非課税世帯 全日制等（第1子）	117,100円 ↓（+5,000円） 122,100円	137,600円 ↓（+5,000円） 142,600円
非課税世帯 全日制等（第2子以降）	143,700円	152,000円
非課税世帯 通信制・専攻科	50,500円	52,100円

(3) 高等学校等修学支援事業費補助金（高校生等奨学給付金を除く。）

709百万円（ 715百万円）

- ① 高校等で学び直す者に対する修学支援
- ② 海外の日本人高校生への修学支援
- ③ 高校等専攻科の生徒への修学支援

(4) へき地児童生徒援助費等補助金

2,071 百万円(2,150 百万円)

- へき地等の小・中・高校生の通学条件を緩和するため、地方公共団体が実施する通学費・居住費等の修学支援について補助を行う。

# 高等学校等就学支援金等

令和6年度予算額（案）  
（前年度予算額）

4,090億円  
4,129億円

<内訳> 高等学校等就学支援金交付金  
公立高等学校授業料不徴収交付金  
高等学校等就学支援金事務費交付金

4,063 億円  
0.1 億円  
26 億円

文部科学省

## 背景説明

○家庭の経済状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けることができるよう、家庭の教育費負担の軽減を図ることが喫緊の課題。



## 目的・目標

○高等学校等の授業料に充てるために高等学校等就学支援金を支給することで、家庭の教育費負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与する。

## 事業内容（事業実施期間：平成22年度～）

- ◆ 高校生等の授業料に充てるため、年収910万円未満の世帯の生徒等を対象に、高等学校等就学支援金を支給（設置者が代理受領）
- ◆ 令和5年度から高等学校等就学支援金制度において、家計が急変した世帯への支援を実施

### 支給上限額

39万6,000円

（私立高校の平均授業料を勘案した水準）

11万8,800円

（公立高校の授業料）

私立高校等とは加算

高等学校等就学支援金

590万円

910万円

年収目安

年収は両親のうちどちらか一方が働き、高校生1人（16歳以上）、中学生1人の4人世帯の目安。

※ 私立高校等の通信制課程に通う年収590万円未満世帯の支給上限額は 29万7,000円

※ 国公立の高等専門学校（1～3年）に通う年収590万円未満世帯の支給上限額は 23万4,600円

## 対象校種

高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、高等専門学校（1～3年）、専修学校高等課程、専修学校一般課程及び各種学校のうち国家資格者養成課程（中学校卒業者を入所資格とするもの）を置くもの、各種学校のうち告示指定を受けた外国人学校、海上技術学校

## 実施主体

公・私立高校等：都道府県  
国立高校等：国

## 支援割合

国 10/10

（担当：初等中等教育局修学支援・教材課）



# 高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）

令和6年度予算額（案） 147億円  
 （前年度予算額） 148億円



文部科学省

## 背景説明

○家庭の経済状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けることができるよう、家庭の教育費負担の軽減を図ることが喫緊の課題。

## 目的・目標

○高等学校等の授業料以外の教育費に充てるために、高校生等奨学給付金を支給することで、家庭の教育費負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与する。



## 事業内容（事業実施期間：平成26年度～）

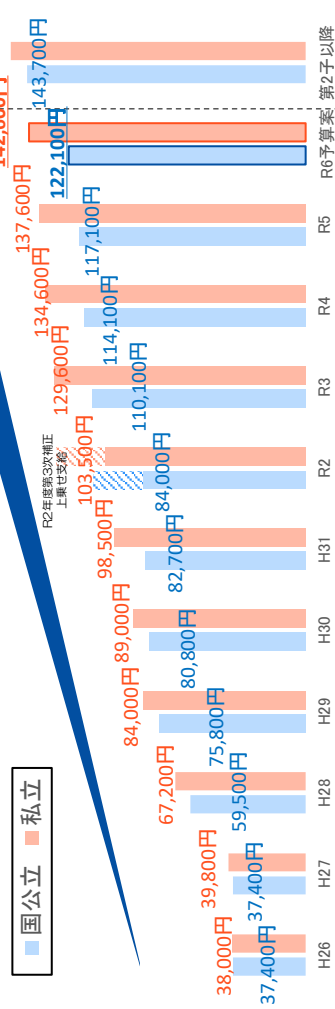
- ◆ 生活保護世帯・非課税世帯の授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等奨学給付金により支援を行う。  
 ※ 家計急変世帯については、急変後の所得の見込により判定
- ◆ 授業料以外の教育費とは、教科書費、教材費、学用品費、通用品費、入学用品費、教科外活動費、通信費など
- ◆ 令和6年度予算案：非課税世帯 全日制等（第1子）の給付額の増額

【令和6年度予算案 給付額】

世帯区分	給付額（年額）	
	国公立	私立
生活保護受給世帯 全日制等・通信制	32,300円	52,600円
非課税世帯 全日制等（第1子）	117,100円 →122,100円（+5,000円）	137,600円
非課税世帯 全日制等（第2子以降※）	143,700円	152,000円
非課税世帯 通信制・専攻科	50,500円	52,100円

※15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合

【「第1子」の給付額の推移】



対象  
校種

高等学校（専攻科含む）、中等教育学校（後期課程）  
 高等専門学校（1～3年）、専修学校（高等課程）等

実施  
主体

都道府県

補助対象  
経費

都道府県が行う高校生等奨学給付金事業に  
 要する経費

補助  
割合

国 1/3  
 都道府県 2/3

（担当：初等中等教育局修学支援・教材課）

# へき地児童生徒援助費等補助金

令和6年度予算額（案）  
（前年度予算額）

21億円  
22億円



文部科学省

## 1. 趣旨

交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、離島等に所在するへき地学校等の教育の振興を図るため、へき地教育振興法等に基づいて所要の措置を講じる。

## 2. 補助内容

### (1) スクールバス等購入費

へき地学校、過疎地域等に係る小・中学校等の児童生徒の通学条件の緩和を図るために都道府県及び市町村がスクールバス・ボート等を購入する事業に対する補助

6億円（6億円）

### (2) 遠距離通学費

① 学校統廃合に伴う小中学校等への遠距離通学に要する児童生徒の交通費を負担する市町村の事業に対する補助  
（補助期間：5年間）

11億円（11億円）

② 激甚災害による校舎の破損等により、通学が困難となった小中学校等への児童生徒の通学に要する交通費を負担する都道府県及び市町村の事業に対する補助（補助期間：5年間）

R6要求：238,270千円

### (3) 離島高校生修学支援事業

高校未設置離島の高校生を対象に、教育費負担が重くなっている通学費、居住費を支援する都道府県及び市町村に対する補助

2億円（2億円）

### (4) その他

寄宿舎居住費、高度へき地修学旅行費（3～5級地）、学校間移動費、保健管理費

2億円（2億円）

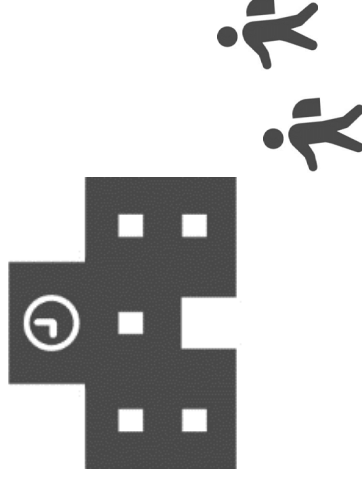
## 3. 実施主体

都道府県、市町村

## 4. 補助率

1/2

（高度へき地修学旅行費で過去3カ年の財政力指数0.4未満の市町村は2/3、保健管理費の心電図検診の実施に必要な経費については1/3）



## 14. 義務教育教科書の無償給与

令和6年度予算額（案）	47,098百万円
（前年度予算額）	46,356百万円

### 1. 要 旨

憲法第26条に掲げる義務教育無償の精神を広く実現するため、国公立の義務教育諸学校の児童・生徒が使用する教科書等を国が教科書発行者から直接購入し、児童・生徒に無償給与する。

### 2. 内 容

#### (1) 義務教育教科書購入費

「義務教育諸学校の教科用図書は無償に関する法律（昭和37年法律第60号）」及び「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）」の規定に基づき、国公立の義務教育諸学校の児童生徒が使用する全教科書を全額国庫負担で無償給与するために必要な経費等。

令和6年度教科書定価については、教科書の高い公共性を鑑み、公共料金として適正な価格を維持するため、前年の定価をベースに物価指数や製造コスト等の変動要素を適切に反映して+3.0%とし、総額で約471億円を計上。

#### ◆ 予算額等の推移

年 度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度（案）
予 算 額	460億円	463億円	460億円	464億円	471億円
定 価 改 定 率	(小)+3.2% (中)±0.0%	(小)±0.0% (中)+3.3%	±0.0%	+1.4%	+3.0%

#### ◆ 令和6年度児童生徒1人当たりの平均教科書費

- ・ 小学校用教科書 4,266円（教科書一冊あたり443円）
- ・ 中学校用教科書 5,899円（教科書一冊あたり571円）

#### ◆ 参考：物価指数

- ・ 令和5年1月～6月までの消費者物価指数の平均 : 104.4%  
（対令和2年比、生鮮食品を除く総合）

# 義務教育教科書購入費

令和6年度予算額 (案)  
(前年度予算額)

471(億円)

464(億円)



文部科学省

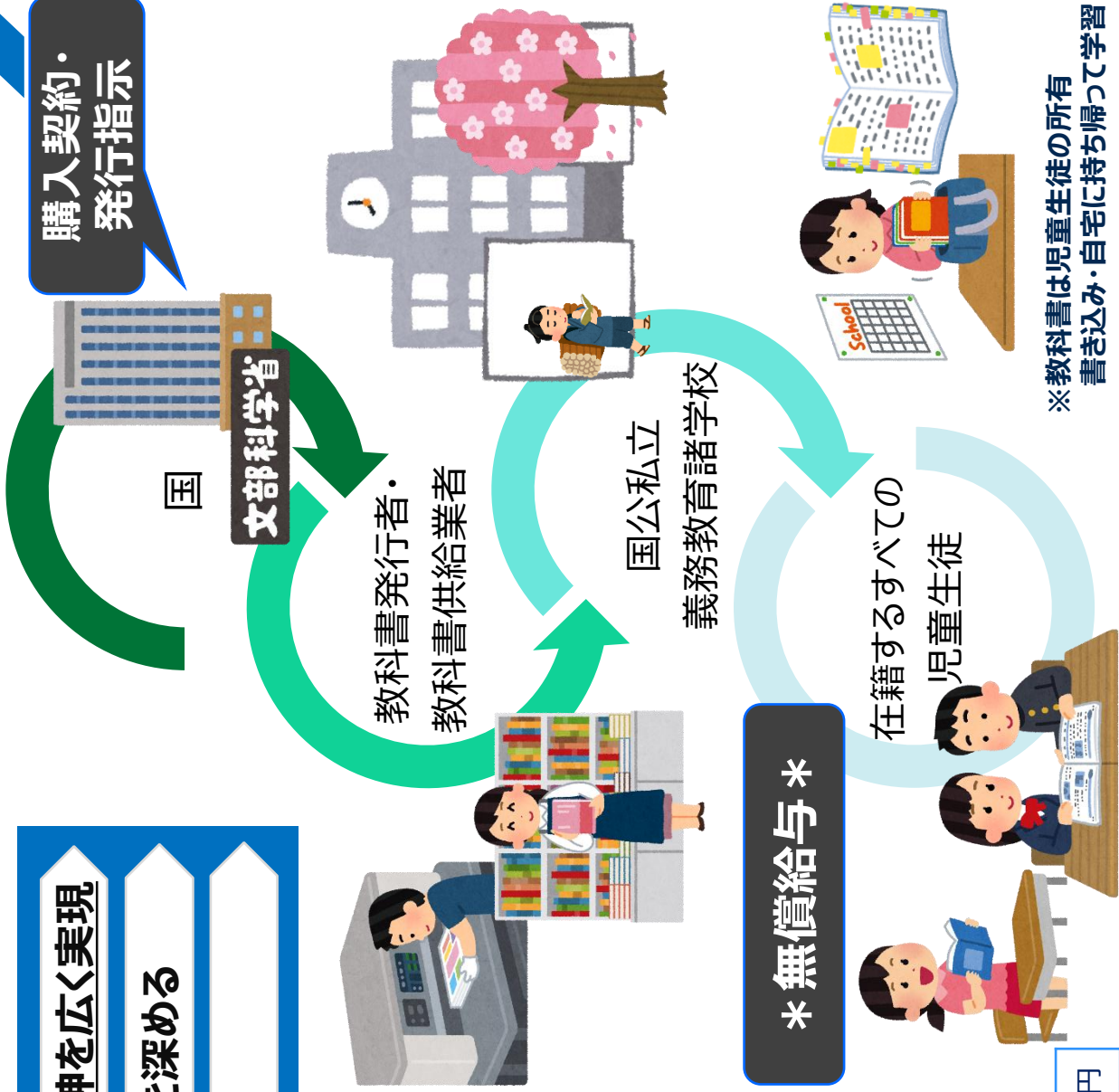
昭和38年度から

## 国・公・私立義務教育諸学校に通う全ての児童生徒に教科書を無償給与

憲法第26条の義務教育無償の精神を広く実現

次代を担う子供たちの国民的自覚を深める

教育費の保護者負担軽減



※教科書は児童生徒の所有  
書き込み・自宅に持ち帰って学習

〔初等中等教育局 教科書課〕

適正な教科書価格を維持

【予算額推移】

	予算額 (億円)	定価改定率 (%)
R6 (案)	471	+3.0
R5	464	+1.4
R4	460	0
R3	463	(小)0 (中)+3.3
R2	460	(小)+3.2 (中)0

【参考：R6児童生徒1人あたり平均教科書費】

小学校用	4,266 円	中学校用	5,899 円
------	---------	------	---------

# 15. 地方教育行政の推進

令和6年度予算額（案）	313百万円
（前年度予算額）	243百万円

## 1. 要 旨

教育行政は、学校教育法や地教行法等に基づき、国と地方公共団体の適切な役割分担と相互の連携・協力により行われることが重要であり、そのための地方公共団体に対する指導、助言、援助等に係る経費を計上する。

また、国が政策誘導してしっかり取組を進める必要のある行政による相談体制の充実、地方教育行政の連携促進、公立学校教員のメンタルヘルス対策、夜間中学の設置・促進等への対応について、必要な予算を計上する。

## 2. 内 容

### ○ 地方教育行政推進事業

#### ◆ 行政による学校問題解決のための支援体制の構築に向けたモデル事業【再掲】

96百万円（新規）

保護者や地域住民からの過剰な苦情や不当な要求等の学校のみでは解決が難しい事案について、経験豊かな学校管理職OB等を学校問題解決支援コーディネーター（仮称）として活用し、様々な専門家と連携した行政による支援体制の構築に向けたモデル事業を実施する。

- ・市区町村における学校・保護者等間の問題解決支援体制の構築
- ・都道府県における広域的な学校への支援体制の構築

#### ◆ 地方教育行政の連携促進事業

10百万円(21百万円)

少子高齢化や過疎化が進展し、教育委員会だけでは対応しきれない分野横断的な行政課題が多く存在する中、総合教育会議を通じた首長部局との連携や、自治体間の広域連携を支援し、各地域における先進的な取組をより一層促していくことで、地方教育行政を推進する。

#### ◆ 公立学校教員のメンタルヘルス対策に関する調査研究事業

65百万円(67百万円)

教職員の精神疾患による病気休職者数が令和4年度に6,539人と過去最多となった現状を踏まえ、各教育委員会において、専門家等と協力しながら、病気休職の原因分析や教職員のメンタルヘルス対策に関するモデル事業を実施するとともに、民間企業等への委託を通じて、各取組の分析や助言、横展開に向けた方策の検討等を行う。

#### ◆ 夜間中学の設置促進・充実【再掲】

86百万円(75百万円)

教育機会確保法（平成28年12月14日公布）及び教育振興基本計画（令和5年6月16日閣議決定）等を踏まえ、①夜間中学の新設・運営補助、②既設の夜間中学における教育活動の充実を図ること等により、夜間中学における就学機会の提供を推進する。

※ 上記のほか、地方公共団体に対する指導助言や連絡協議会等の開催に要する経費を計上



# 地方教育行政における連携促進事業

令和6年度予算額（案）  
（前年度予算額）

0.1億円  
0.2億円

文部科学省

## 背景・課題

- ◆ 教育を取り巻く社会環境が多様化・複雑化・複雑化し、教育委員会だけでは対応しきれない分野横断的な行政課題が多く存在している。今後、自治体内における首長との間での一層の連携を通じて、社会福祉等の他の関係部局と一体となって取組を進めていくことが重要である。
- ◆ また、少子高齢化や過疎化が進展する中、職員数が10人以下の教育委員会が全体の約3割、指導主事の配置が行われていない教育委員会は約2割という厳しい実態がある。小規模自治体においては、自治体が有する物的・人的資源のみでは教育課題の解決に向けた対応に限界があり、自治体同士の連携を柔軟かつ積極的に進めていくことが重要である。
- ◆ このことを踏まえ、**総合教育会議を通じた首長部局との連携や、自治体間の広域連携を支援し、各地域における先進的な取組をより一層促していく**ことで、**地方教育行政を推進**していく。

## 事業内容

### ① 総合教育会議を通じた首長部局との連携の促進

（実施主体：都道府県、市町村）

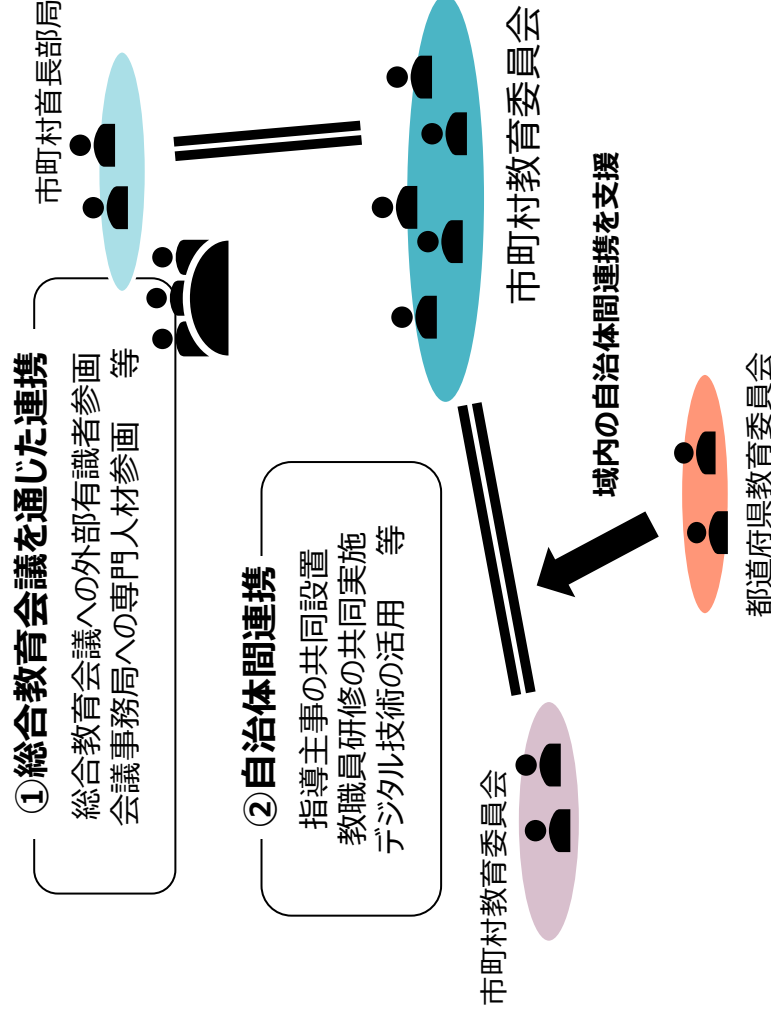
総合教育会議をより効果的に開催し、教育委員会と首長部局が一体となった専門的な課題への対応に繋げていく観点から、総合教育会議（※）への外部人材の参画、事務局における専門人材の活用等の取組を支援

（※） 地方公共団体の長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育の課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政の推進を図ることを目的とする会議

### ② 自治体間の連携の促進

（実施主体：都道府県、市町村）

指導主事の共同設置や教職員研修・学校事務の共同実施に向けた調査・検討、デジタル技術の活用といった自治体間の連携の促進等に向けた取組を支援  
域内の市町村間の連携を促す都道府県の取組を支援



# 公立学校教員のメンタルヘルス対策に関する調査研究事業

令和6年度予算額 (案)  
(前年度予算額)

0.7億円

0.7億円



文部科学省

## 背景・課題

- 令和4年度の精神疾患による病気休職者数は、6,539人 (過去最多)  
→休職期間中の給与保障や代替教員等の配置による財政的負担も伴う
- 昨今、全国的に教師不足の状況 (令和3年度始業日時点で、公立小・中学校等で2,558人が不足)  
→臨時的任用教員等の確保も難しい中、病気休職者の増加は学校現場や児童生徒に対する教育への影響や、教職の魅力低下につながる恐れがある

## 事業内容

○各教育委員会において、専門家等と協力しながら、病気休職の原因分析や、メンタルヘルス対策及び労働安全衛生体制の活用等に関するモデル事業を実施し、教員のメンタルヘルス対策に関する事例の創出や効果的な取組の研究を行う。

○実施期間：令和6年度～令和7年度 (予定)

### 1. 教育委員会における病気休職の原因分析・モデル事業の実施

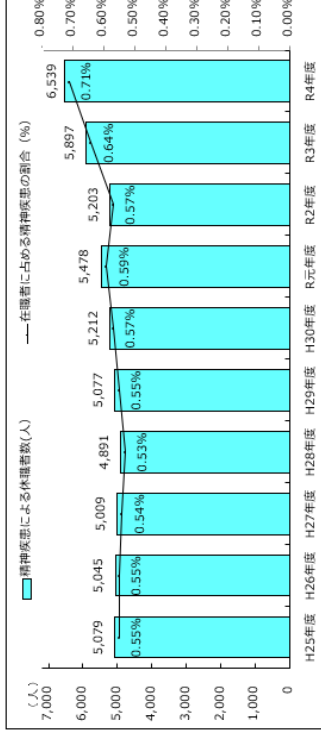
- 件数・単価：5団体 (都道府県・市町村教育委員会) ×約1,100万円
- 内容：令和5年度で構築した体制や取組内容・成果等を踏まえ、より詳細な原因分析や実効的な取組の充実・深化を図る。

(具体的な取組)

- ✓ 関係者会議の設置 (自治体担当者、医療・心理の専門家、学校管理職等で構成)  
メンタルヘルス対策に関する情報共有と事業計画の立案・実施、効果検証等の中心的な役割
- ✓ 教員の精神疾患による病気休職の原因分析
- ✓ 域内の学校におけるメンタルヘルス対策のモデル事業の実施及び効果検証
  - ・セルフケア (セルフストレスチェック等) の促進、ラインケアの充実
  - ・ICT (心拍数の測定等) やSNS (オンライン相談等) を活用したメンタルヘルス対策
  - ・相談員 (精神科医・公認心理師・臨床心理士等) を活用した相談体制の充実 等

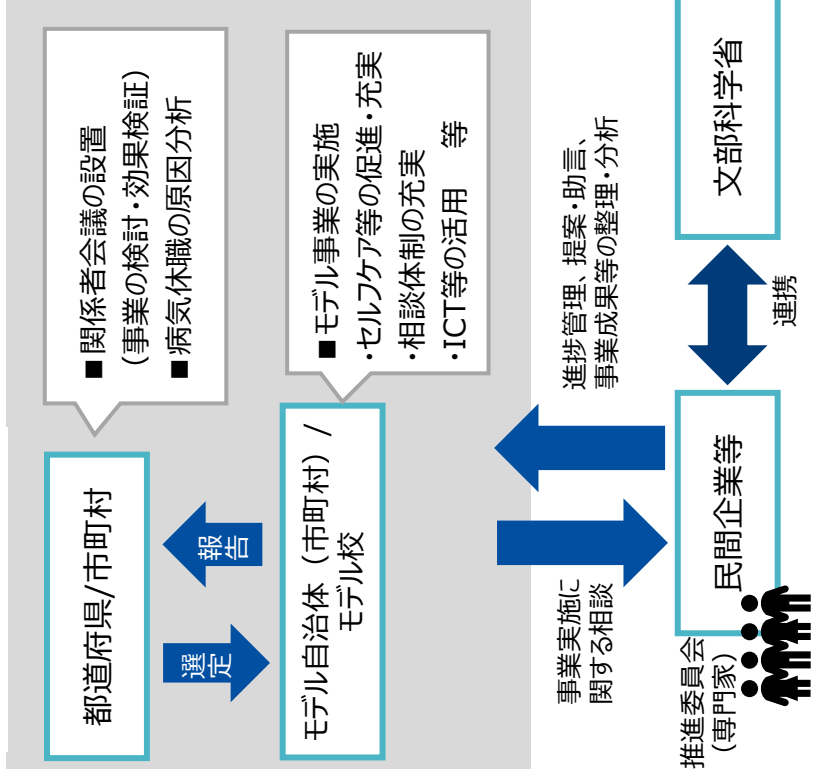
### 2. モデル事業の分析・助言・横展開に向けた取組 (新規)

- 件数・単価：1団体 (民間企業等) ×約870万円  
(具体的な取組)
  - ✓ 推進委員会の開催・運営 (専門家、学識者、企業関係者、教育委員会関係者、学校管理職等で構成)
  - ✓ 各取組の進捗管理・連絡調整、推進委員会と連携した委託自治体への提案・助言
  - ✓ 各取組の事業成果等を体系的に整理・分析、横展開に向けた方策の検討 等



(出典) 公立学校教職員の人事行政状況調査

## 【事業のイメージ図】



【初等中等教育高初等中等教育企画課】

# 令和6年度東日本大震災復興特別会計予算（案）

## 【初等中等教育局関係分】

児童生徒等の心のケアや教育支援等 26億円（28億円）

---

○緊急スクールカウンセラー等活用事業 15億円（16億円）

- ・被災児童生徒等の心のケアや教職員等への助言・援助等を行うためのスクールカウンセラーを配置（516人）等

○被災児童生徒に対する学習支援等のための教職員加配 11億円（12億円）

- ・被災児童生徒に対する学習支援や心のケア等に取り組むための定数措置（495人）

就学支援 7億円（8億円）

---

○被災児童生徒就学支援等事業 7億円（8億円）

- ・震災により、経済的理由から就学等が困難となった世帯の児童生徒等に、就学支援等を実施

復興を支える人材の育成など地域における暮らしの再生 2億円（2億円）

---

○福島県教育復興推進事業 1億円（1億円）

- ・避難地域12市町村の小中学校や双葉郡中高一貫校における魅力ある学校づくりを支援

○福島イノベーション・コースト構想等を担う人材育成に関する事業 1億円（1億円）

- ・構想の中心となる浜通り地域等の初等中等教育機関において特色ある教育プログラムを実施し、専門人材等の育成のための取組を支援